

# 逗子市高齢者保健福祉計画

(平成 21 年度～平成 23 年度)

光・みどり・海 心かよう健やか都市・ずし

平成 21 年 3 月

逗 子 市

# 目次

## 第1部 総論

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景・目的	3
2 計画の位置づけ・性格	4
3 計画策定にあたって	6
4 計画の基本方針	9
第2章 逗子市の高齢者の現況と将来見込み	15
1 現況	15
1-1 高齢者を取り巻く環境	15
1-2 高齢者の生活	20
1-3 高齢者の介護	23
2 逗子市の将来フレーム	25
2-1 平成26年度までの見込み	25
2-2 計画目標	27

## 第2部 各論

第1章 介護保険事業の推進	31
1 居宅介護（介護予防）等サービス	38
1-1 居宅介護（介護予防）サービス	38
1-2 市町村特別給付	53
2 地域密着型（介護予防）サービス	54
3 施設サービス	59
4 介護保険事業の運営	62
4-1 給付費及び保険料	62
4-2 事業の安定的運営	66
4-3 経済的支援施策	68
第2章 地域支援事業の推進	74
1 介護予防事業	75
1-1 特定高齢者把握事業	75
1-2 特定高齢者施策：通所型介護予防事業	75
1-3 特定高齢者施策：訪問型介護予防事業	77
1-4 一般高齢者施策：介護予防普及啓発事業	77
1-5 一般高齢者施策：地域介護予防活動支援事業	79
2 包括的支援事業	80

2 - 1  包括的支援事業 .....	80
3  任意事業 .....	83
<b>第3章  高齢者福祉等施策の推進 .....</b>	<b>84</b>
1  高齢者福祉サービス .....	86
1 - 1  在宅生活の支援 .....	86
1 - 2  権利擁護の推進 .....	95
2  高齢者の健康、生きがい・安心を支える施策との連携・協力 .....	97
2 - 1  地域福祉の推進 .....	97
2 - 2  健康、生きがい・安心を支える施策との連携・協力 .....	98
<b>第4章  計画の推進に当たって .....</b>	<b>101</b>
1  高齢者施策の総合的な推進 .....	101
1 - 1  地域ケア体制の推進 .....	101
1 - 2  行政の体制づくり .....	102
2  計画の進行管理と評価 .....	102

#### 付属資料

1  パブリックコメントで提出された意見の反映状況 .....	106
1 - 1  パブリックコメントの実施結果 .....	106
1 - 2  提出された意見及びその採否 .....	106
2  逗子市福祉プラン推進協議会及び 逗子市福祉プラン推進協議会高齢者保健福祉計画部会	108

# 第 1 部 總論



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景・目的

本計画は、平成 17 年時点で 10 年後の平成 27 年の高齢社会を見据えて策定した「逗子市高齢者保健福祉計画」(平成 18 年度～平成 20 年度)の次期計画にあたります。

介護の分野では、平成 18 年 4 月の介護保険制度の大幅な改正の中で、予防を重視したしくみへの転換や地域包括支援センター・地域密着型サービス等が新たに創設されました。計画見直しの視点の一つとして、これらの新たなしくみやサービス等の市民への定着があげられます。

また、医療の分野では、今後の高齢化の進展を踏まえ、国民医療費の 3 分の 1 を占める老人医療費に着目した医療費の適正化が進められることとなりました。医療の必要性の高い方への対応に向けた療養病床の再編成が行われ、具体的には、平成 23 年度末までに介護保険適用の療養病床(介護療養型医療施設)を全廃し、医療保険適用の療養病床や介護保険施設等に再編することとなりました。計画見直しの視点の一つとして、在宅介護への移行促進に向けた地域ケア体制の充実があげられます。

神奈川県では、今後の地域ケア体制を充実するための方策や課題を明らかにするとともに、医療機関が療養病床を介護保険施設等へ転換する場合に円滑に移行できるように、入院患者や医療機関を支援するための方策などを盛り込んだ「神奈川県地域ケア体制整備構想」を平成 19 年 12 月に策定しました。

本市では、これらの国や県の動向を踏まえるとともに、逗子市高齢者保健福祉計画(平成 18 年度～平成 20 年度)の点検・評価を行い、今後さらに増大する福祉・保健・介護のニーズに対し、必要な人に必要な援助やサービスなどが必要な形で提供できるよう、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

## 2 計画の位置づけ・性格

### (1) 上位計画

「逗子市総合計画」が本計画の上位計画にあたります。総合計画に位置付けられている「総合福祉」の基本的な方向と整合を図りながら、高齢者福祉・介護保険事業を進めていく必要があります。

総合福祉～共に生きる心豊かなまち～

【福祉・介護の内容で抜粋したもの】

施策	平成 26 年度の目標
福祉社会(1)福祉サービス	介護予防施策等の充実により要介護等の状態になっていない元気な高齢者が増加する
福祉社会(2)福祉施設の充実	特別養護老人ホーム・介護老人保健施設が計画的に整備されている
福祉社会(3)福祉のまちづくり	市内すべての鉄道駅がバリアフリー化される

### (2) 逗子市老人福祉計画・逗子市介護保険事業計画

#### 老人福祉計画（老人福祉法第 20 条の 8 の規定による）

すべての高齢者を視野に入れて、高齢者福祉サービスをはじめ、生涯学習、就労、まちづくりその他高齢者に関わる関連施策の充実、強化を図るためのもので、その内容において介護保険事業計画と一体的に調和を図りながら計画を進めていく必要があります。

本市においては両計画の整合を図るため、平成 12 年度を始期とする第 2 期老人福祉計画と第 1 期介護保険事業計画から、一体的に「高齢者保健福祉計画」として 3 年ごとに策定することとしており、今期は第 5 期の老人福祉計画と第 4 期介護保険事業計画に当たります。

#### 介護保険事業計画（介護保険法第 117 条第 1 項の規定による）

本市における虚弱高齢者、要介護者等の人数や利用者の意向等を勘案し、また、本市が行う地域支援事業の必要量や介護保険給付対象サービスの量を見込み、当該見込み量の確保のための計画を策定しました。

前期の計画では、老人保健法の規定による老人保健計画についても、「逗子市高齢者保健福祉計画」の中で一体的に策定してきましたが、老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められ、平成20年4月から健康診査や保健指導は健康保険の保険者ごとに計画を策定して実施することとなり、また、がん検診等の保健事業については健康増進法等に移行しました。そのため、今期計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体とした計画になります。

### (3) 関連する計画

#### 県の計画

神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」は、市町村による取組みを広域性・専門性・先駆性などの視点から支援する計画であり、本計画と整合性を図っています。また、地域ケア体制については「神奈川県地域ケア体制整備構想（平成 19 年 12 月）」との整合を図っていきます。

#### 市の計画

「逗子市総合計画」に基づいて策定された「逗子市福祉プラン（地域福祉計画）」（平成 17 年 3 月策定）に包含されるものであり、「逗子市障害者福祉計画」（平成 21 年 3 月策定）など関係する諸計画との整合を保っていきます。



## 3 計画策定にあたって

### (1) 計画策定のための体制

本市は、まちづくりへの市民参加を基本とし、あらゆる行政計画について市民参加を原則に策定することとしています。高齢者施策及び介護保険事業は市民の生活に大きく影響を及ぼすことから、計画には広く市民の意見を反映させることが重要と考え、その実現に努めています。

#### 福祉プラン推進協議会

計画策定にあたっては、市民、知識経験者、公共的団体から推薦を受けた方で構成する「逗子市福祉プラン推進協議会」(以下「推進協議会」といいます。)の部会として設置する「高齢者保健福祉計画部会」で策定案を検討し、推進協議会に報告し、意見をいただきながら、策定を行いました。

#### 実態調査

本計画の対象である要支援・要介護認定者とその介護者、要支援・要介護認定者を除く高齢者の実態及び意向等を把握するため、また、介護サービスの提供状況を精査するために、各種アンケートを実施しました。

#### アンケート調査の実施概要

調査区分	調査対象	配布数	有効回収票数	有効回収率
一般高齢者個別調査 (一般高齢者調査)	平成19年11月1日現在、市内在住で介護保険の要支援・要介護認定者を除く65歳以上の市民(住民基本台帳より無作為抽出)	1,000票	787票	78.7%
要支援・要介護認定者 個別調査(認定者調査)	平成19年11月1日現在、市内在住の介護保険要支援・要介護認定者(全員)	1,000票	604票	60.4%
介護者個別調査 (介護者調査)	上記の要支援・要介護認定者の主な介護者(全員)	1,000票	472票	47.2%
サービス提供事業所 個別調査(事業者調査)	市内で介護保険のサービスを提供している事業者	164票	101票	61.6%
介護支援専門員個別 調査(ケアマネジャー 調査)	市内被保険者に対する居宅介護支援業務に従事している介護支援専門員(ケアマネジャー)	195票	102票	52.3%

- 1 実施方法は、いずれも郵送による配布・回収(督促1回)
- 2 調査期間は、平成19年11月~12月上旬

## パブリック・コメント（市民意見募集）

計画策定に当たっては、計画策定の経過を市民に報告するとともに、計画素案を市民に公開し、意見募集を行いました。パブリックコメントの実施概要は以下のとおりです。

### パブリックコメントの実施概要

- ・意見募集期間 平成20年12月5日から平成21年1月5日まで
- ・素案の閲覧場所 逗子市役所（情報公開課、介護保険課）、高齢者センター、福社会館、小坪・沼間公民館、図書館、逗子アリーナ、文化プラザホール、市民交流センター、各地域活動センター及び市ホームページ
- ・意見の提出方法 任意の様式に「逗子市高齢者保健福祉計画への意見」と明記し、住所・氏名を記入の上、持参、郵送（1月5日必着）、ファクス、電子メールのいずれかの方法で提出
- ・意見の提出件数 6件（2名）
- ・意見の反映状況 巻末資料のとおり

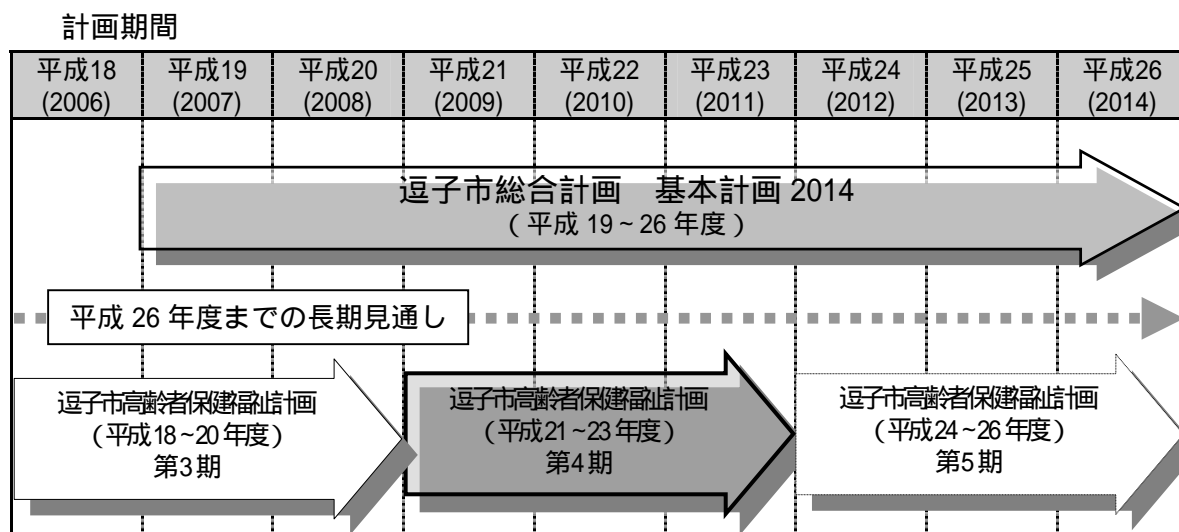
### 市民説明会の実施概要

パブリックコメントを実施するに当たり、意見提出の喚起、市民参加機会の充実を目的として、次のとおり開催しました。

- ・日時 平成20年12月6日 午後2時から午後3時まで
- ・場所 逗子市役所第7会議室
- ・内容 逗子市高齢者保健福祉計画の素案について（説明及び質疑応答）
- ・参加者数 14名

## （2）計画期間

逗子市高齢者福祉計画は、介護保険法による介護保険事業計画の計画期間に合わせ、3年計画としました。本計画の計画期間は平成21年度～平成23年度の3年間です。



### (3) 進行管理

本計画は、「逗子市福祉プラン推進協議会」の部会である「高齢者保健福祉計画部会」において進行管理を行い、推進協議会に報告していくこととします。

また、地域ケア体制の推進、評価については、「逗子市地域包括支援センター運営協議会」において、行っていくこととします。

## 4 計画の基本方針

### (1) 基本理念

< 逗子市高齢者保健福祉計画（平成 21 年度～平成 23 年度）の基本理念 >

**住み慣れた地域で、いつまでも心豊かに、自分らしく**

（日常生活圏域）

（介護予防）（逗子市福祉プランの精神）

（自立の継続）

逗子市は、総合計画で市政の基本的な方向性を明確にしています。この総合計画では、基本構想の中で、「共に生きる福祉社会の実現」をうたっています。市民が住み慣れた地域の中で、誇りを持って住み続けることができ、人生を実り豊かに過ごすことができるよう、高齢者が活力を持ち続けられる地域社会をつくっていかねばなりません。

神奈川県における地域ケア体制の将来像において、逗子市を含めた横須賀・三浦保健福祉圏域は平成 17 年に高齢化率（22.4%）が圏域単位では最も高く、平成 47 年には県西（35.9%）に次いで 2 番目に多い 34.7%と見込まれています。高齢化率が高くなったとしても、今後とも高齢者ができる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤の整備、多様な生活ニーズに対応するための地域における新たな支え合いが重要となっています。

本計画は、介護保険事業計画の第 1 期、第 2 期の結果を踏まえ、第 3 期に設定した平成 26 年度までの長期展望にたったものであることから、第 3 期・4 期・5 期を一体的に考え、基本理念である「住み慣れた地域で、いつまでも心豊かに、自分らしく」を第 4 期も継承していきます。多様化する高齢者ニーズに対応し、さまざまな課題を解決していくために、市・市民・事業者が協働して「住み慣れた地域で、いつまでも心豊かに、自分らしく」暮らしていけるような環境づくりを進めることとします。

## (2) 目指す将来像

逗子市が、平成 27 年までの 10 年間をかけて目指す高齢期の生活と支援の将来像は、「光・みどり・海 心かよう健やか都市・ずし」であり、本計画期間においてもこの将来像を目指して計画を推進していきます。

< 市民と共有する目標像 >

### 光・みどり・海 心かよう健やか都市・ずし

逗子市の高齢者は、生涯学習・スポーツ・健康づくりに意欲的です。そのパワーが、まち全体の元気と健やかさにつながっています。身近なまちでの心かよう、足元からの福祉が、高齢者の健康と生きがいを支えています。

逗子市の都市宣言は「青い海とみどり豊かな平和都市」です。光をいっぱい浴びて健康に、保健福祉のサービスや地域福祉活動が自立のための光となるようにとの想いを計画に込めます。

生活の中、身近な場所で健康づくりに取り組むことができる環境や機会があり、多くの市民が楽しく健康づくり活動を続けています。健康状態、ライフスタイルに応じた健康づくりを組み立てるための支援もあり、自主活動も盛んです。

高齢になっても、仕事や社会活動を通じて生きがいを磨き、高齢者の力が、活力とやさしさあふれる、心豊かなまちづくりに結びついています。

生活圏の中に、高齢期の生活をやさしく包む住まいや日中の過ごし場所があり、状況に応じて柔軟に利用することができます。

加齢や病気・けが等で心身機能が減退しても、生活目標に則り、身近なまちの中でリハビリとケアを組み立てることができ、自分らしい生活を実現する意欲がわいてきます。不安な時もすぐに相談できる環境があるので、安心です。

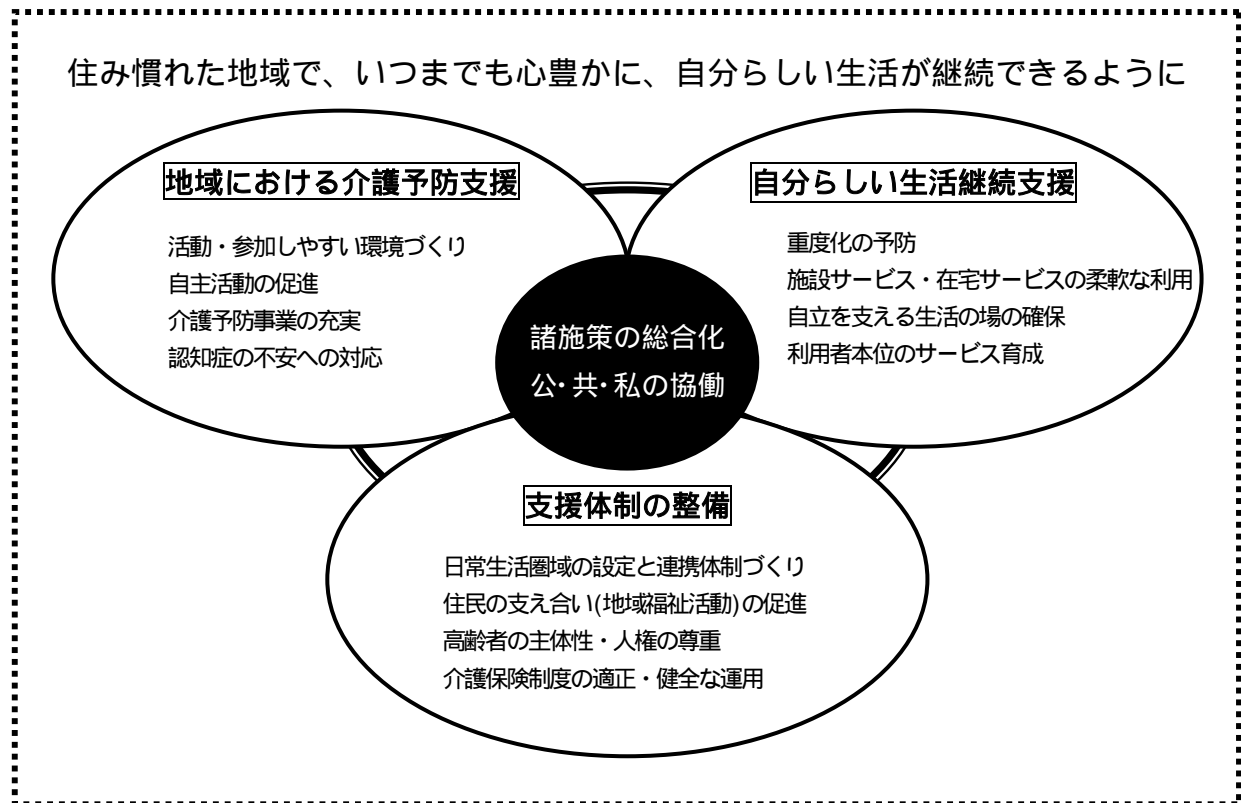
認知症への不安に対し、相談・診断・早期治療の体制があります。症状が進んだ場合でも、必要なサービスを利用しながら、自分も家族も住み慣れたまちでいつもの生活を継続することができます。どんな場面でも人権と意思が守られていて、安心です。

各種施設・サービスの情報を知り、納得して選び、利用することができます。サービス提供者と利用者のよりよい関係づくりが進み、質の高いサービスが提供されています。

介護予防のまちづくり、良質な保健福祉サービスの充実が、高齢者の生活の質の維持・向上のみならず、医療・福祉関連の財政支出の逡減、健康リゾートの振興など、市全体の元気と魅力に結びついています。

### (3) 基本方針

目指す将来像を実現していくために、市・市民・事業者が共有する基本的な方針は、本計画期間においても次の3つを継承していきます。



#### (4) 重点的に推進する施策の基本方向

(3) の基本方針に従って逗子市が展開する施策の基本方向は、次のように設定します。

##### **健康、生きがい・安心を支える施策との連携**

高齢者の健康、生きがい・安心を支える生活全般の施策について、関係分野との連携・強化を進め、主体的な活動への支援を行います。

地域の自主的なサロン活動や教室などを積極的に活用・支援し、活動機会の拡充に努めます。

##### **介護予防の市民への定着**

要支援・要介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、継続的・効果的な介護予防事業の参加促進を進め、生活機能の低下を防いでいきます。

##### **地域での自立生活を支える支援づくり**

介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、在宅（居宅）サービスや地域密着型サービスを充実させていきます。

在宅での介護が困難な高齢者のニーズに対し、既存施設の整備状況を十分踏まえた上で、入所・入居施設の整備を促進していきます。

認知症のある高齢者へのケアとして、介護者を含めた地域住民への認知症に対する理解促進、各種支援サービスの周知や利用促進、基盤整備を進め、尊厳のある生活を守ります。

##### **地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制の推進**

たとえ要介護状態になっても、できる限り地域の中で安心して暮らしていけるよう、安心・安全を支える地域ケア体制の構築を促進します。

地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として地域包括支援センターの市民への定着促進・機能の充実を図ります。

##### **地域福祉活動の推進**

高齢者が何らかの援護を必要としたときに、地域でともに支え合う、思いやりのある地域社会の実現を目指します。

民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティア及び市民による活動並びにNPOの組織など、地域福祉の担い手による活動が充実するよう支援していきます。

## (5) 日常生活圏域の設定

### 【日常生活圏域の設定】

本市の地理的条件、字構成、高齢者人口の分布、主要な公共施設の分布状況などを勘案し、高齢者人口がほぼ半数に分かれるよう、平成18年度に市域を東西2つに分け、日常生活圏域を設定しましたが、今期計画期間においても、引き続き同様の設定とします。

#### 東部圏域（字構成：逗子3・4丁目、桜山、沼間、池子）

市域を南北に走る京浜急行線及び田越川以東の地域で、北は横浜市金沢区、東は横須賀市、南は葉山町に接します。面積は、市域の約3分の2を占めますが、山林・丘陵部が多い地域です。田越川沿いに開けた古くからの市街地と丘陵部に新しく開かれた住宅地から成ります。西部圏域に比べると、僅かに高齢者人口比率が低くなっています。

#### 西部圏域（字構成：逗子1・2・5・6・7丁目、山の根、久木、小坪、新宿）

京浜急行線及び田越川以西の地域で、北部を米軍家族住宅が占め、西は鎌倉市、南は相模湾に接しています。逗子駅から海岸方面に向けて広がる一帯及び小坪漁港周辺は、古くからの密集した市街地となっており、高齢化が進んでいます。旧来より保養地として有名で、リゾート施設等の立地が見られます。丘陵部に昭和40年代から開かれた住宅地が広がり、今後急激に高齢化していくことが予想されます。

## (6) 地域包括支援センターの整備方針

### 【現状】

地域包括支援センターの主な業務のうち、平成18年度・19年度は、要支援者対象の予防給付マネジメントの業務が多忙をきわめ、他の業務にまで手が回らない状況が続きました。また、全国的な傾向ですが、特定高齢者がごくわずかであったため、特定高齢者を対象とした介護予防事業マネジメントはほとんど行っていませんでした。

設置数：2箇所（日常生活圏域ごとに各1）

主な機能：  
・地域支援事業や介護予防給付の「介護予防ケアマネジメント」  
・地域における高齢者の「総合相談・権利擁護」  
・支援の連続性・一貫性を重視した「包括的・継続的ケアマネジメント」

運営体制：保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員

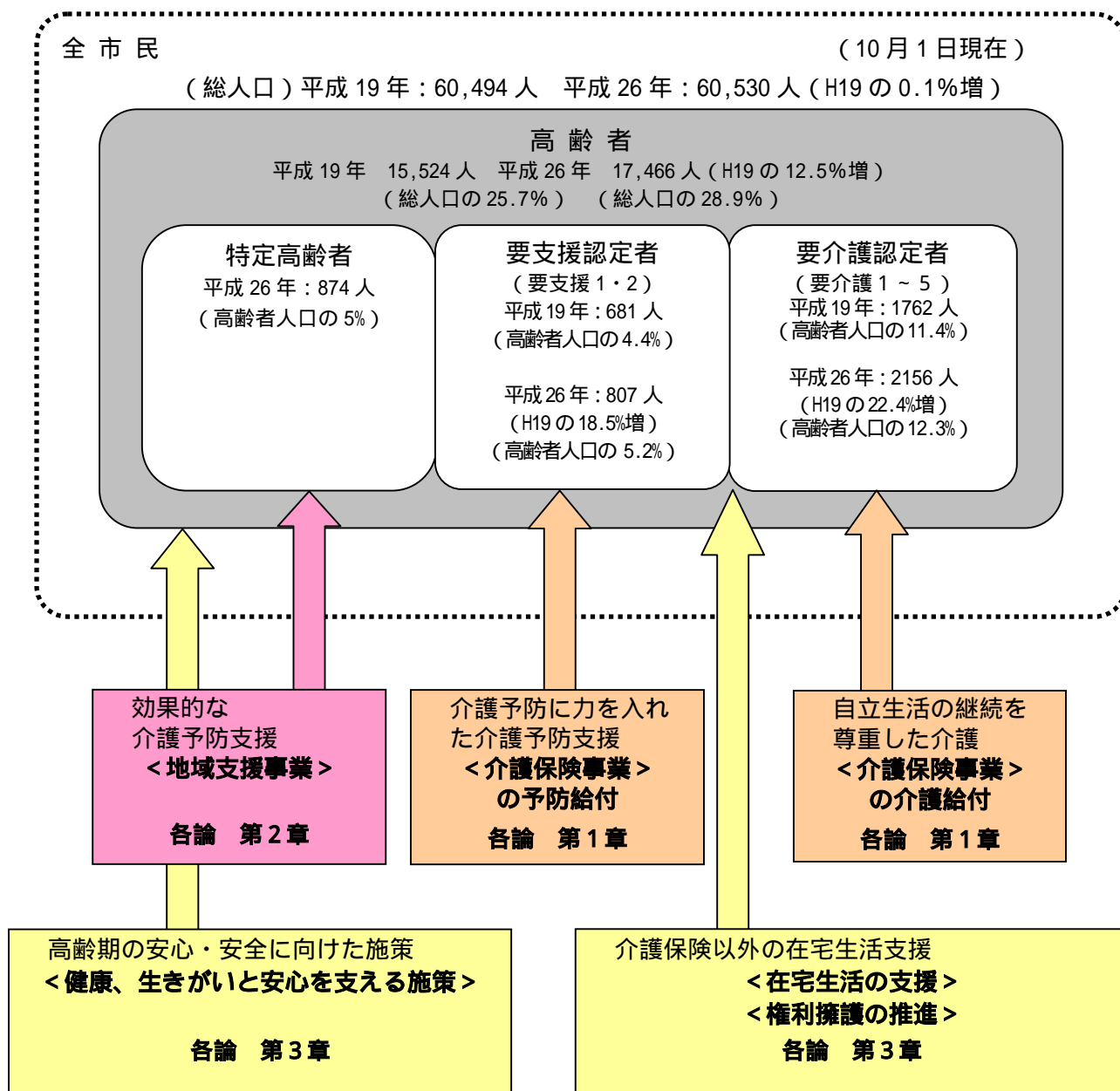
運営方法：委託

### 【今後の取組み】

地域包括支援センターの創設から2年が過ぎて、業務の習熟、人的体制が確保できたこと、特定高齢者のスクリーニング方法が変わり、一定の特定高齢者が見込めることから、本来の業務が行える状態となりつつあります。近隣自治体の状況や現在の業務の状況等から判断して、本計画期間においても、地域包括支援センターの設置数は2箇所に変更はせず、機能強化を図っていきます。



## 対象者区分別に見た支援イメージ



**特定高齢者**：介護保険の要介護・要支援認定者ではありませんが、閉じこもりや虚弱など、要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者。国は、高齢者人口の5%程度と想定しています。特定高齢者は、基本チェックリストなどにより、候補者を絞りこみ、医師の診断を経て決定されます。

## 第2章 逗子市の高齢者の現況と将来見込み

### 1 現況

#### 1 - 1 高齢者を取り巻く環境

##### (1) 高齢者人口、第1号被保険者

###### 人口の推移

本市の総人口は、平成20年10月1日現在で60,555人、65歳以上人口（以下、高齢者人口）は16,016人であり、その総人口に占める割合（以下、高齢化率）は26.45%となっています。総人口は平成16年より増加傾向にあります。平成15年に比べて総人口で0.5%増、高齢者人口で14.0%増と、高齢者人口の増加率が際立っています。

第3期計画との差異を見ると、総人口、40～64歳人口、高齢者人口とも実績が計画を上回りました。総人口の伸びが大きかったこと、高齢者人口の中でも75歳以上人口の伸びが大きかったことがあげられます。

###### 逗子市人口の推移

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総人口(人)	60,255	60,141	60,203	60,300	60,494	60,555
対前年増減数		-114	62	97	194	61
40～64歳人口(人)	20,939	20,976	20,985	20,770	20,837	20,811
高齢者人口	14,044	14,364	14,685	15,117	15,524	16,016
65～74歳人口(人)	7,909	7,890	7,913	8,080	8,215	8,370
75歳以上人口(人)	6,134	6,473	6,772	7,037	7,309	7,646
高齢化率(%)	23.31%	23.88%	24.39%	25.07%	25.66%	26.45%

上記は住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めた値（10月1日現在）

(参考) 第3期計画と実績との差異

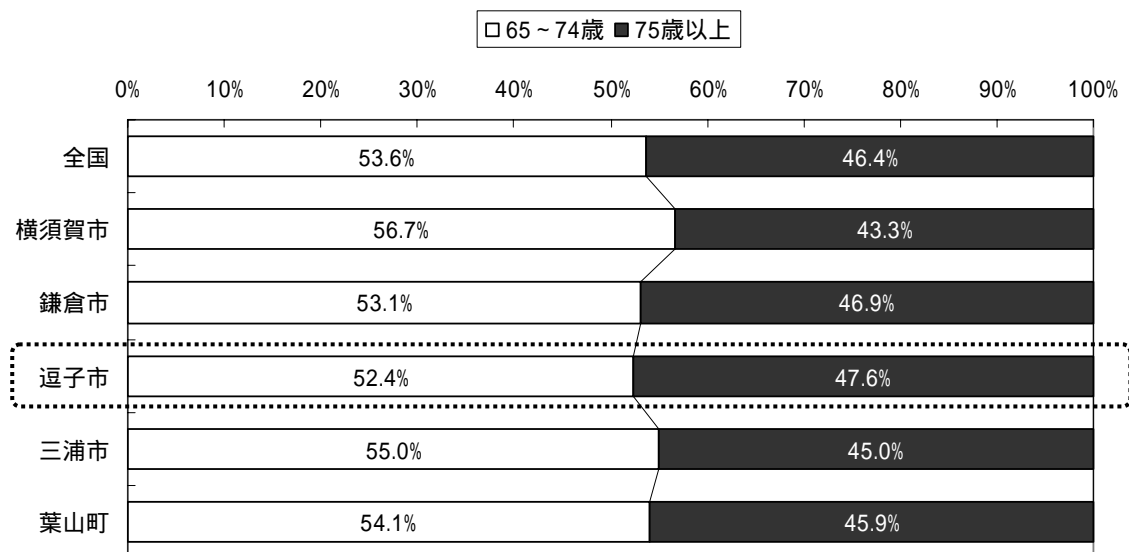
区分	時点	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
総人口	計画 A	59,595	59,297	58,966
	実績 B	60,300	60,494	60,555
	差異 (B-A)	705	1,197	1,589
40～64 歳人口(人)	計画 A	20,475	20,240	20,110
	実績 B	20,770	20,837	20,811
	差異 (B-A)	295	597	701
高齢者人口	計画 A	15,029	15,406	15,740
	実績 B	15,117	15,524	16,016
	差異 (B-A)	88	118	276
65～74 歳人口(人)	計画 A	8,108	8,231	8,315
	実績 B	8,080	8,215	8,370
	差異 (B-A)	-28	-16	55
75 歳以上人口(人)	計画 A	6,921	7,175	7,425
	実績 B	7,037	7,309	7,646
	差異 (B-A)	116	134	221

第1号被保険者の状況

平成 20 年 9 月末現在、逗子市の第 1 号被保険者数は 16,098 人となっております。

また、平成 20 年 2 月末現在の第 1 号被保険者の年齢構成で比較すると、75 歳以上の後期高齢者の割合が横須賀・三浦圏域の中で最も高くなっています。

第1号被保険者の年齢別（75歳区切り）構成



介護保険事業状況報告（平成 20 年 2 月分） 認定者は 2 月末時点

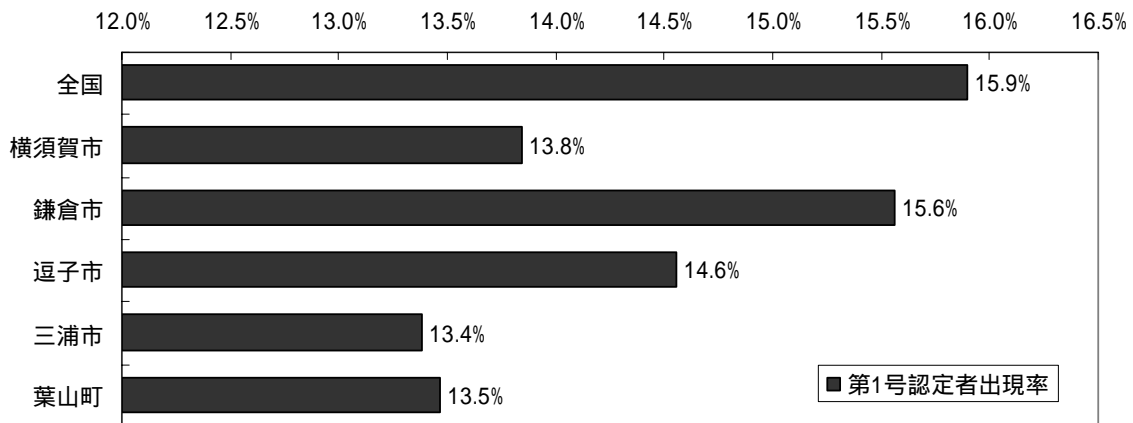
## (2) 要支援・要介護認定者の状況

### 認定状況

本市の要支援・要介護認定者数は、平成20年10月1日で2,466人と増加を続けていますが、増加人数は近年やや少なくなってきました。

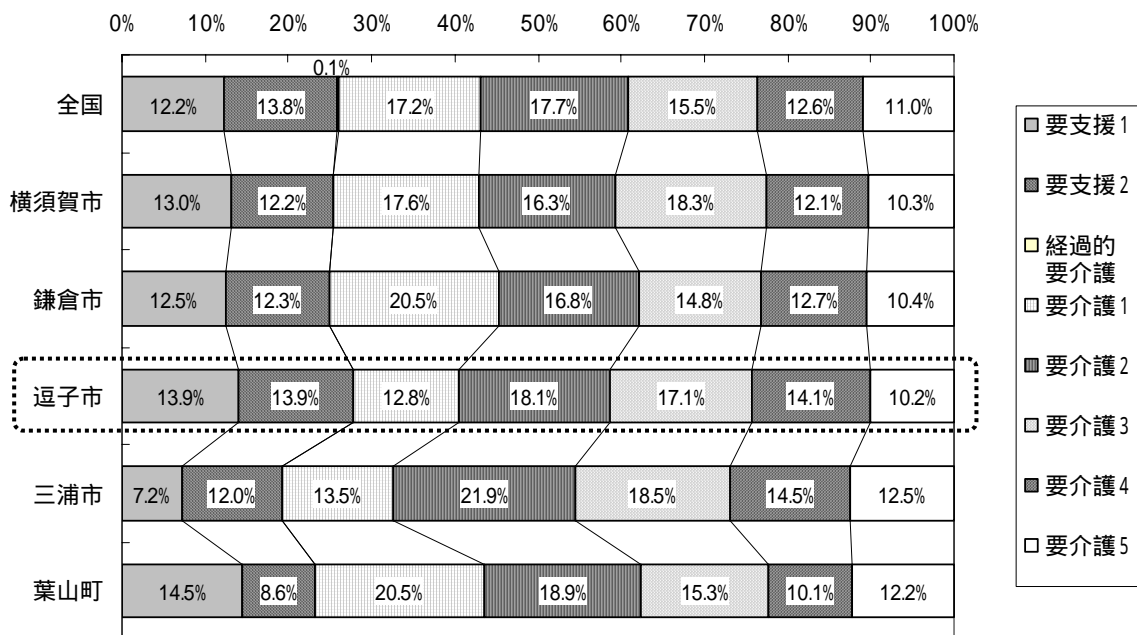
平成20年2月末現在の第1号被保険者数に占める認定者の割合を比較すると、全国に比べると低いものの、横須賀・三浦地区の中では鎌倉市に次いで多くなっています。また、介護度別構成割合では、横須賀・三浦地区の中で、要支援1・2の割合が最も多く、また、要介護4と要介護5の重度者の割合は三浦市に次いで多くなっています。

### 第1号被保険者に占める認定者の割合



介護保険事業状況報告（平成20年2月分） 認定者は2月末時点

### 認定者の介護度別構成割合



介護保険事業状況報告（平成20年2月分） 認定者は2月末時点

## 逗子市要支援・要介護認定者数の推移

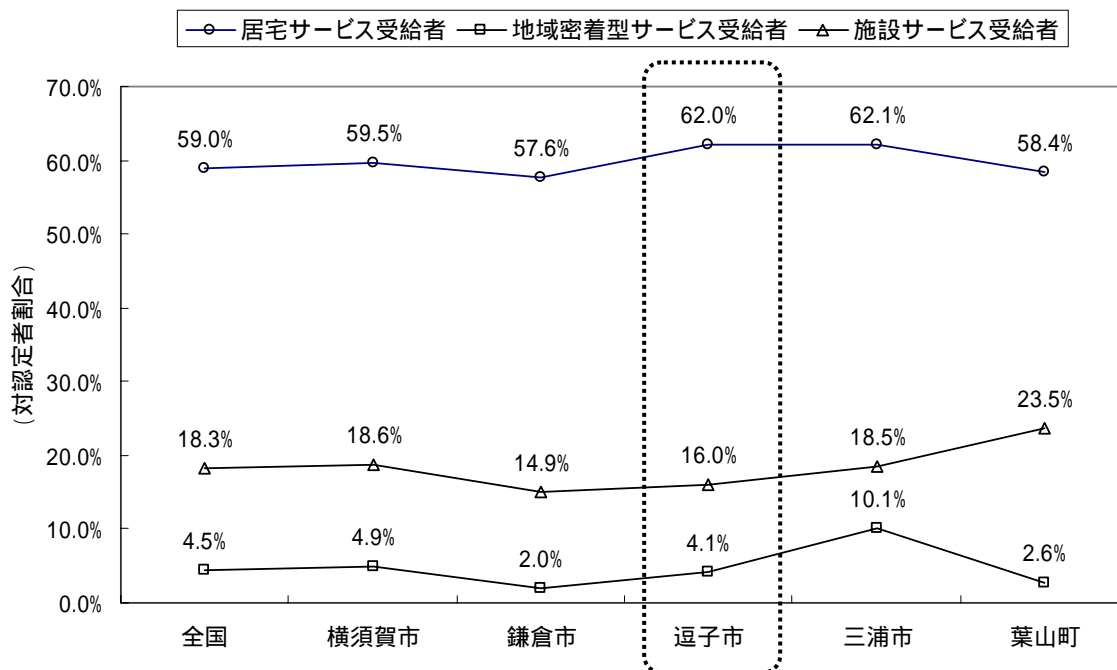
区 分		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
要介護等認定者計(人)		1,954	2,201	2,315	2,346	2,364	2,466
対前年増減数			247	114	31	18	102
介護度別	要支援	292	381	399			
	要支援1				209	332	345
	要支援2				195	337	349
	経過的要介護						
	要介護1	555	647	680	684	303	322
	要介護2	329	341	358	375	446	429
	要介護3	313	327	346	356	379	414
	要介護4	245	270	284	294	329	349
要介護5	220	235	248	233	238	258	

介護保険事業状況報告（各年 10 月 1 日現在）

## サービスの受給状況

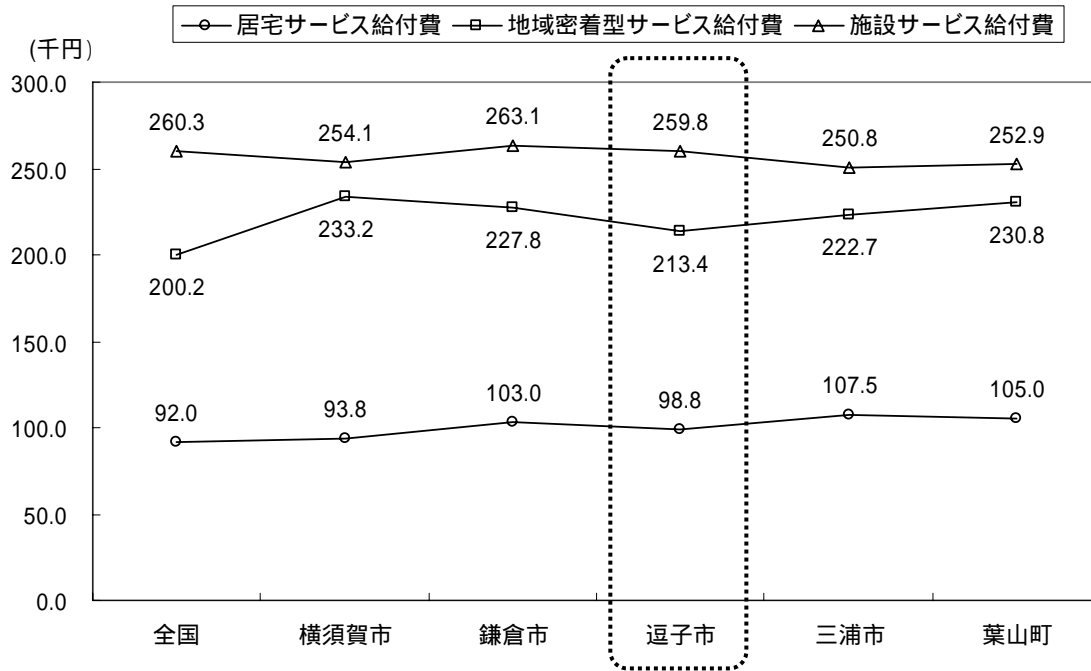
平成 20 年 3 月利用におけるサービス受給者割合を比較すると、居宅サービス受給者が 62%、地域密着型サービス受給者が 4.1%、施設サービス受給者が 16.0%となっており、横須賀・三浦圏域の中で居宅サービス受給者割合が多くなっています。また、サービス種別の受給者一人当たり給付費の比較で、居宅サービスの受給者一人当たり給付費は、横須賀市に次いで 2 番目に少なくなっています。

## 認定者に占めるサービス種別受給者割合



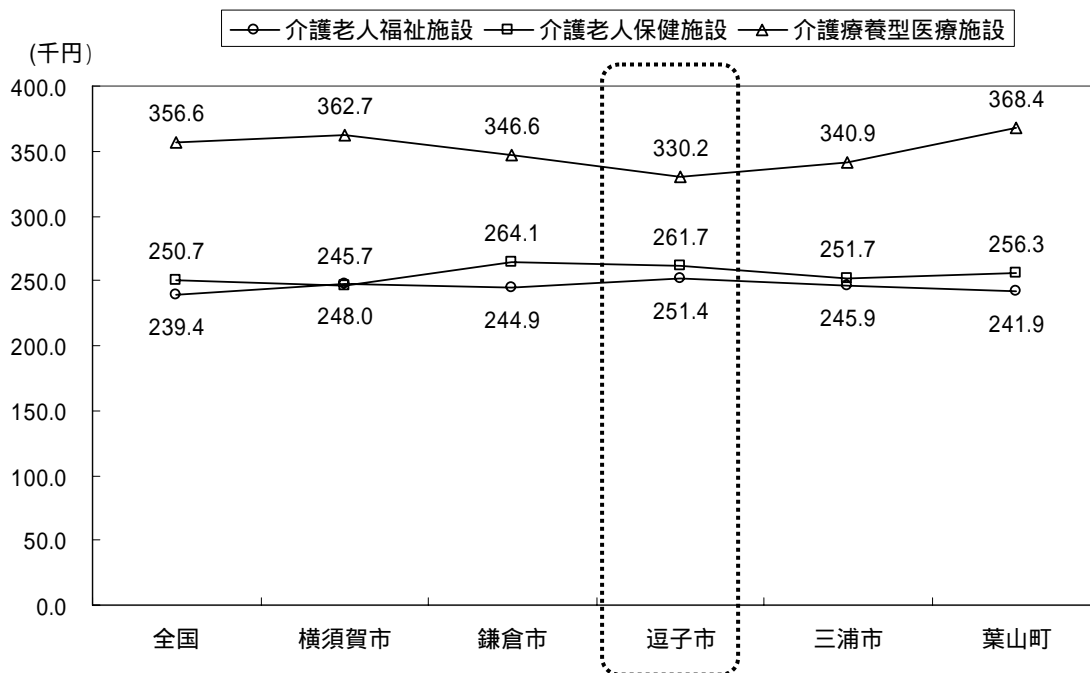
介護保険事業状況報告（平成 20 年 5 月分） 認定者は 2 月末時点、受給状況は 3 月利用分の実績

### サービス種別に見た受給者一人あたり給付費



介護保険事業状況報告（平成 20 年 5 月分） 受給状況は 3 月利用分の実績

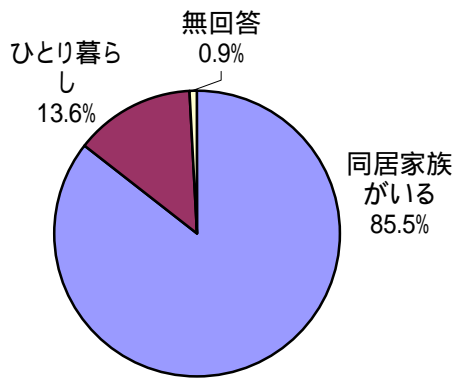
### 施設サービス種別に見た受給者一人あたり給付費



介護保険事業状況報告（平成 20 年 5 月分） 受給状況は 3 月利用分の実績

## 1 - 2 高齢者の生活

### 同居状況

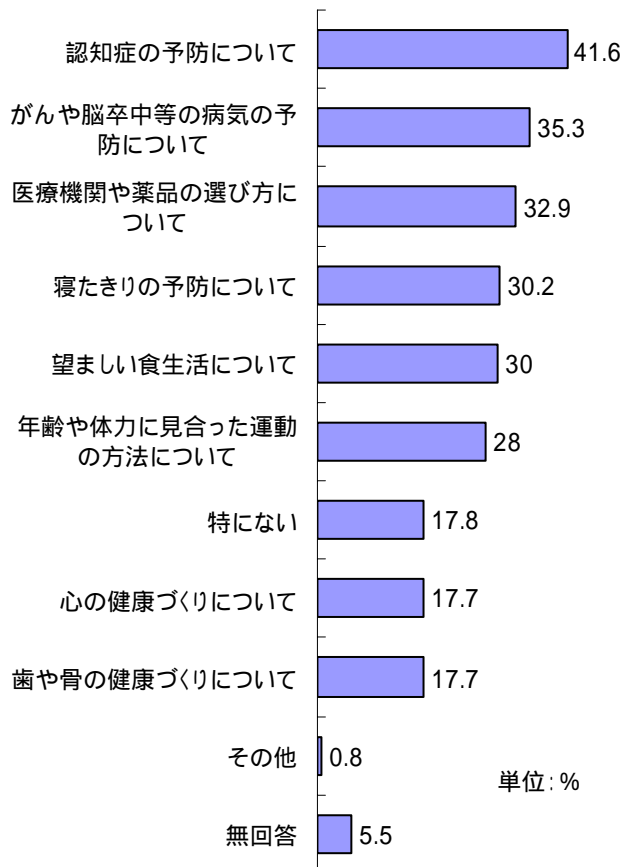


一般高齢者調査結果（平成 19 年実施）

一般高齢者調査によれば、同居状況について、「ひとり暮らし」が 13.6%となっています。

安心・安全な暮らしを考える上で、地域の中でさまざまな支え合いや見守り体制が必要と考えられます。

### 健康について知りたいこと

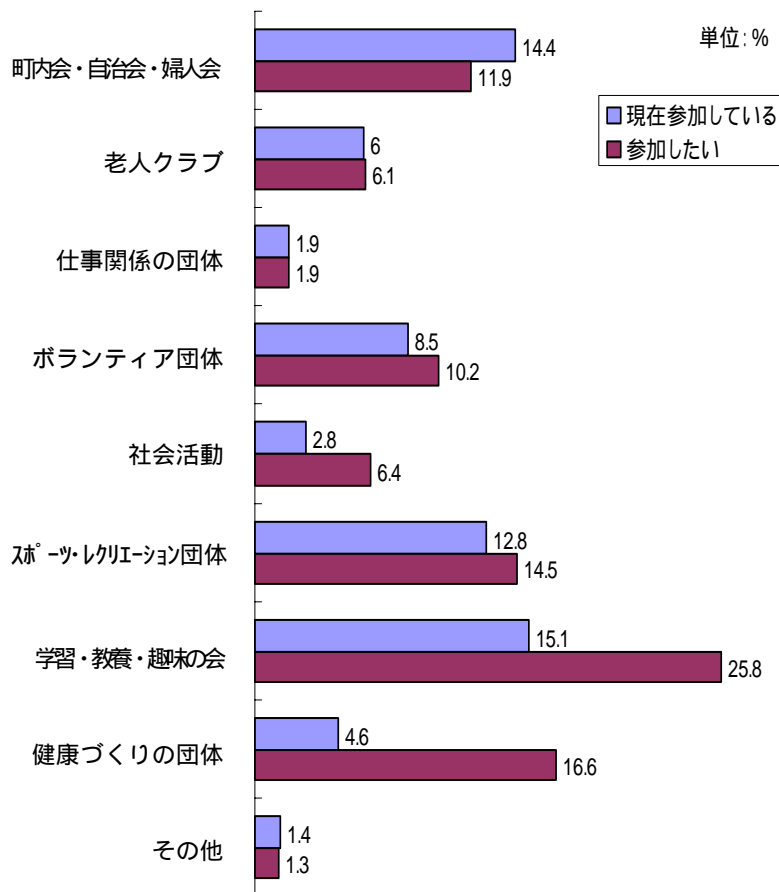


一般高齢者調査結果（平成 19 年実施）

一般高齢者調査によれば、健康について知りたいこととして、「認知症の予防について」、「がんや脳卒中等の病気の予防について」、「医療機関や薬品の選び方について」の順に回答が多くなっています。

高齢期の健康づくりを考える上で、各種予防の理解促進・情報提供が必要と考えられます。

## 団体活動への参加の現状と意向

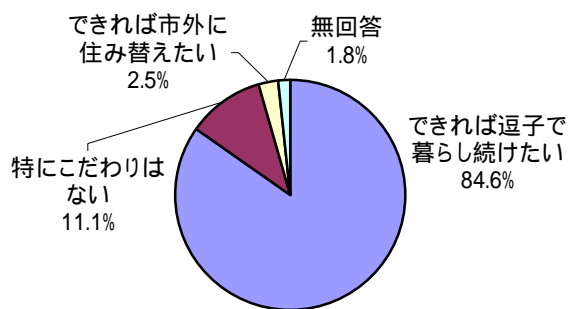


一般高齢者調査によれば、団体活動への参加の現状と意向として、「学習・教養・趣味の会」と「健康づくりの団体」の参加意向が現状の割合に比べて非常に高くなっています。

高齢期の健康づくり、生きがいづくりを考える上で、地域のさまざまな活動に気軽に参加できるように、相談支援や活動情報の提供が必要と考えられます。

一般高齢者調査結果（平成 19 年実施）

## 定住意向



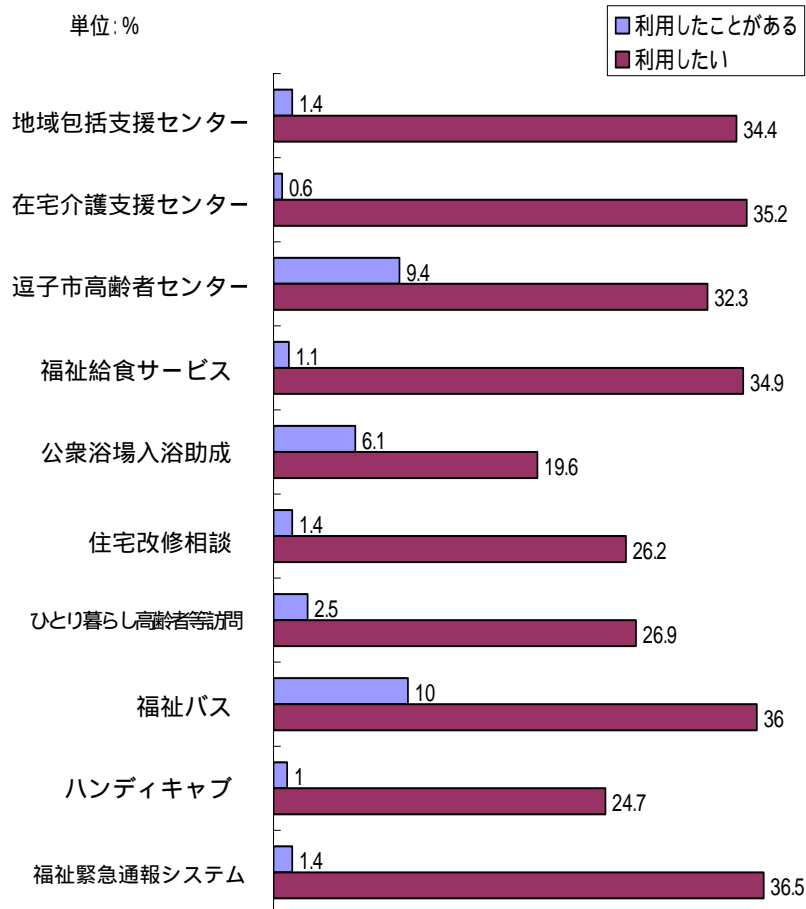
一般高齢者調査結果（平成 19 年実施）

一般高齢者調査によれば、逗子市で暮らし続けたいと考えている人は約 85% となっています。

身近な地域で安心して暮らしていくためには、地域での支え合い、相談支援、生活支援や住まいの確保等が必要と考えられます。



## 高齢者福祉サービスの利用経験と利用希望

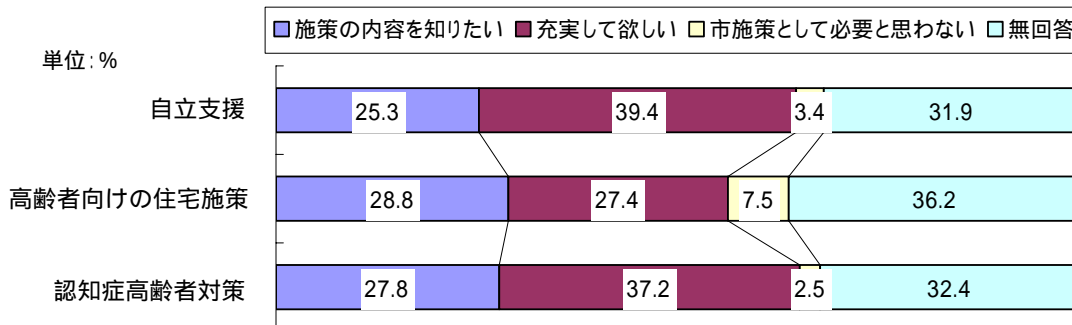
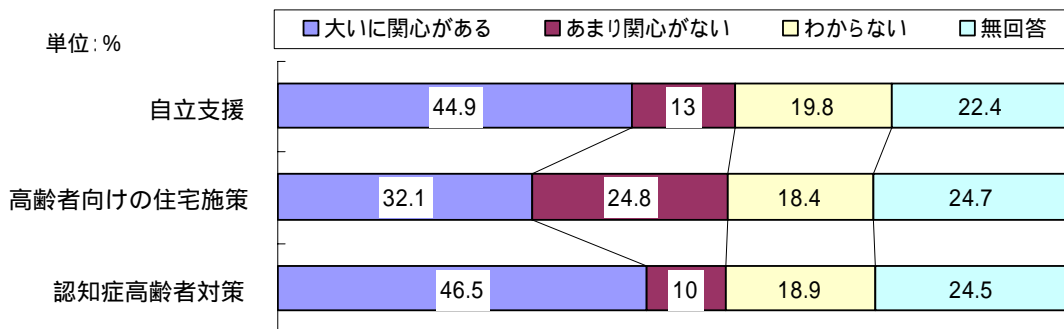


一般高齢者調査によれば、高齢者福祉サービスの利用経験は逗子市高齢者センターと福祉バスが約1割と低調です。一方で利用希望はいずれも高く、中でも福祉緊急通報システムが最も多くなっています。

身近な地域で安心して暮らしていくためには、相談支援や生活支援、緊急時対応、移動手段等、生活全般を支えるしくみづくりが必要と考えられます。

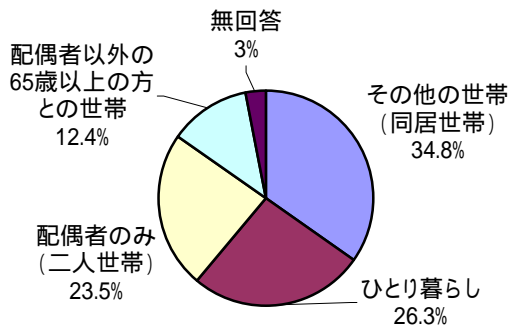
一般高齢者調査結果（平成19年実施）

## 自立支援施策への関心



# 1 - 3 高齢者の介護

## 家族構成（認定者調査）

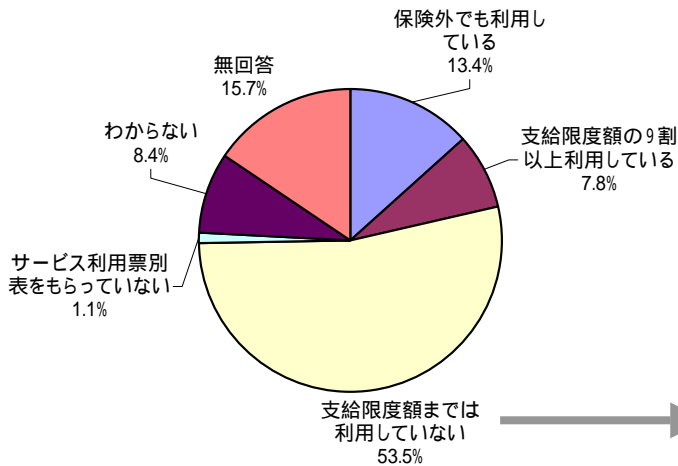


要支援・要介護認定者調査結果（平成19年実施）

要支援・要介護認定者調査によれば、家族構成は「ひとり暮らし」と「配偶者のみ」を合わせると約5割となります。一般高齢者調査における「ひとり暮らし」は約14%となっており、認定者の独居割合は高いと言えます。

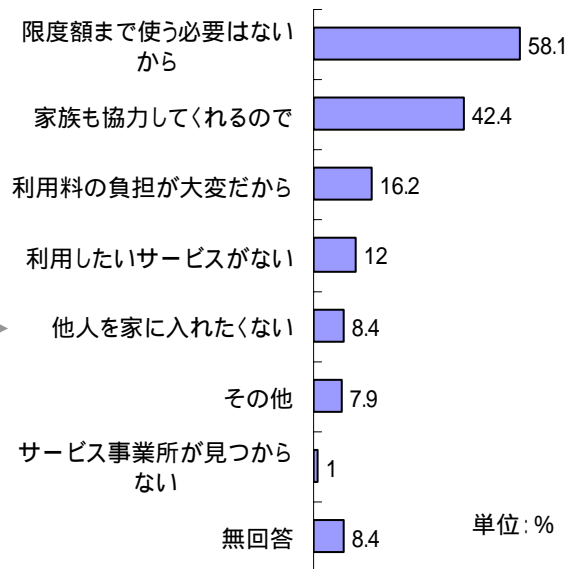
安心・安全な暮らしを考える上で、地域の中でさまざまな支え合いや見守り体制が必要と考えられます。

## 支給限度額に対する利用の程度（認定者調査）



要支援・要介護認定者調査結果（平成19年実施）

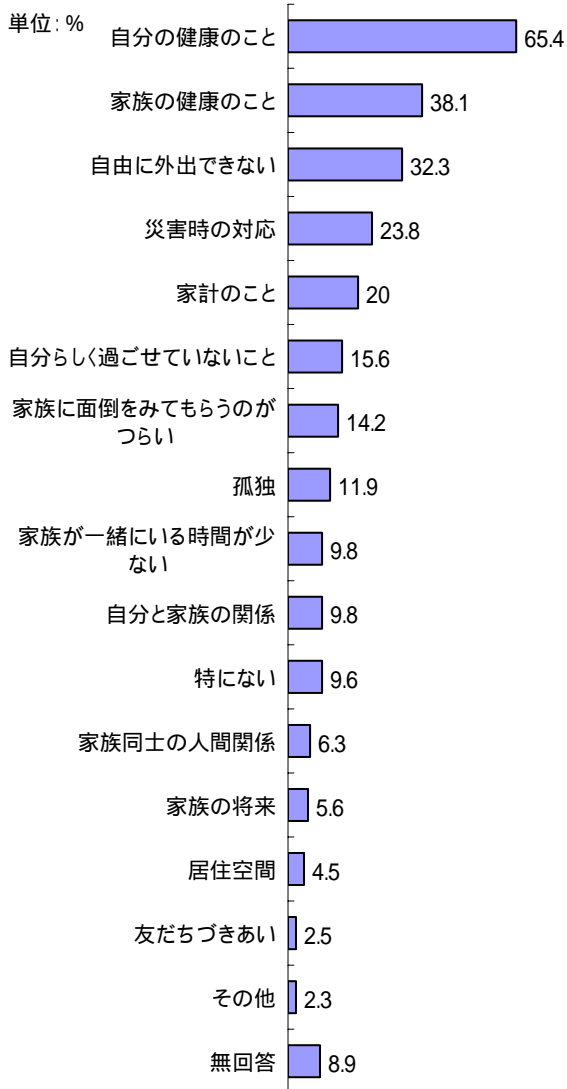
### 限度額まで利用していない理由



要支援・要介護認定者調査によれば、5割以上の方が「支給限度額までは利用していない」と回答しています。その理由としては「限度額まで使う必要はないから」、「家族も協力してくれるので」といった回答が多くなっています。一方で、利用料負担が大変とか、利用したいサービスがない、他人を家に入れたくないといった回答も見られます。

身近な地域で自立した生活を続けていけるよう、介護保険サービス、介護保険外サービスも含めて、必要なサービスが利用できるような環境づくりが必要と考えられます。

### 心配なこと・困っていること（認定者調査）

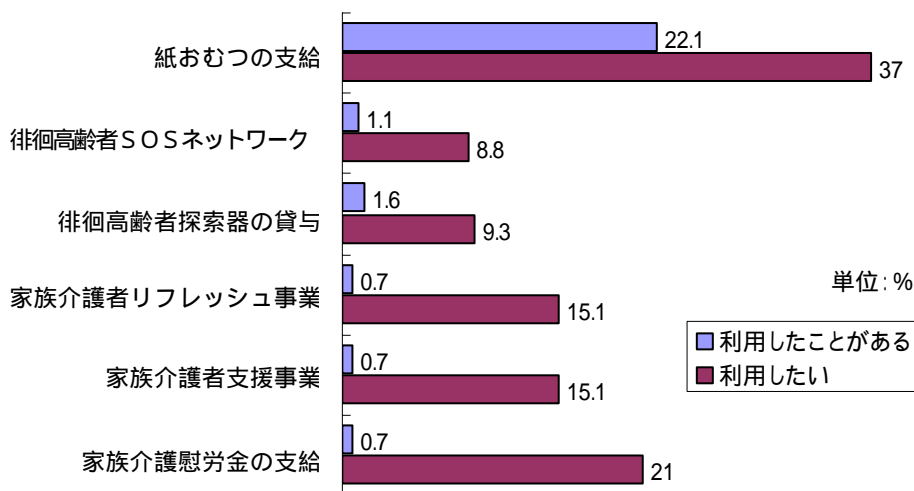


要支援・要介護認定者調査によれば、心配なこと・困っていることとして、自分や家族の健康や自由に外出できないこと、災害時の対応の順で回答が多くあげられました。

安心・安全な暮らしを考える上で、健康に関する相談支援体制、移動手段の確保、災害時の支援体制が必要と考えられます。

要支援・要介護認定者調査結果（平成 19 年実施）

### 介護者支援サービスの利用経験と利用希望（介護者調査）



介護者調査によれば、介護者支援サービスとして、紙おむつの支給以外の利用経験は少ないですが、利用希望はいずれも高くなっています。

在宅介護を継続していく上で、介護者への支援体制が必要と考えられます。

介護者調査結果（平成 19 年実施）

## 2 逗子市の将来フレーム

### 2 - 1 平成 26 年度までの見込み

#### (1) 高齢者人口

本市の総人口は、ここ最近の人口増の影響で、平成 23 年の 60,674 人まで膨らみ、その後は減少に転じて、平成 26 年には 60,530 人になると推計しています。

うち 65 歳以上人口は増加を続け、平成 23 年には 16,406 人（高齢化率が約 27%）、平成 26 年には 17,466 人（高齢化率が 29%）と推計しています。

#### 人口の将来推計

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総人口(人)	60,631	60,661	60,674	60,643	60,604	60,530
対前年増減数		30	13	-31	-39	-74
40～64 歳人口(人)	20,866	21,092	21,460	21,448	21,369	21,394
高齢者人口	16,224	16,354	16,406	16,778	17,210	17,466
65～74 歳人口(人)	8,419	8,318	8,132	8,287	8,618	8,803
75 歳以上人口(人)	7,805	8,036	8,274	8,491	8,592	8,663
高齢化率(%)	26.76%	26.96%	27.04%	27.67%	28.40%	28.86%

住民記録台帳人口及び外国人登録者数をもとにコーホート変化率法を用いて推計した値（各年 10 月 1 日現在）

## (2) 要支援・要介護認定者数

本市の要支援・要介護認定者数は、毎年増加を続け、平成21年に2,523人、平成26年には3,000人に近づくと見込まれます。

### 要支援・要介護認定者の将来推計

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護等認定者計(人)		2,523	2,616	2,717	2,807	2,886	2,963
対前年増減数			93	101	90	79	77
総合計	要支援1	355	366	377	388	397	404
	要支援2	349	359	373	384	393	403
	要介護1	318	331	343	354	362	373
	要介護2	439	457	474	492	508	522
	要介護3	433	452	471	487	503	518
	要介護4	363	377	393	406	419	431
	要介護5	266	274	286	296	304	312
第1号被保険者 (65歳以上)	要支援1	351	362	373	384	393	400
	要支援2	334	344	358	369	378	388
	要介護1	311	324	336	347	355	366
	要介護2	435	453	470	488	504	518
	要介護3	418	436	454	470	486	501
	要介護4	357	371	387	400	413	425
	要介護5	258	266	278	288	296	304

(参考)平成21年を100とした場合の伸び

総合計	要支援1	100	103	106	109	112	114
	要支援2	100	103	107	110	113	115
	要介護1	100	104	108	111	114	117
	要介護2	100	104	108	112	116	119
	要介護3	100	104	109	112	116	120
	要介護4	100	104	108	112	115	119
	要介護5	100	103	108	111	114	117

## 2 - 2 計画目標

### (1) 第4期計画期間中の施設等の整備方針

#### 第4期計画期間中の新規・増設等の見込み

区分	施設種別	第4期計画期間中の新規・増設等の見込み
入所施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	利用者のニーズが最も高い施設である。 100床の新設を目指す。
	介護老人保健施設	80床の新設を目指す。
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	事業者参入も望めないことから、広域型以外の新たな 利用は見込まない。
入居施設	認知症対応型共同生活介護	3ユニット(定員27人)の新設を目指す。
	特定施設入居者生活介護	100床の新設を目指す。

#### (市内の施設等の現況)

区分	施設種別	施設数	定員
入所施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2箇所	168人
	介護老人保健施設	2箇所	175人
入居施設	認知症対応型共同生活介護	4箇所	53人
	地域密着型特定施設入居者生活介護	1箇所	23人

### (2) 入所・入居施設利用の目標

介護保険3施設では療養病床の転換を、また、居住系サービスでは今後の居住系サービスのニーズを加味して、将来の施設・居住系サービスの利用者を見込みました。住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅と施設のバランスのあるサービス提供を目指します。

#### 入所施設利用の将来展望(利用者数は各年度10月1日時点、施設定員数は年度末時点)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護保険3施設利用者		398	398	556	539	539	539
介護老人福祉施設	利用者数	208	208	298	298	298	298
	市内施設定員数	168	268	268	268	268	268
介護老人保健施設	利用者数	171	241	241	241	241	241
	市内施設定員数	181	261	261	261	261	261
介護療養型医療施設	利用者数	19	19	17	-	-	-
	市内施設定員数	0	0	0	-	-	-

入居施設利用の将来展望（利用者数は各年度10月1日時点、定員数は年度末時点）

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居住系サービス利用者	102	114	126	126	126	126
認知症対応型 共同生活介護	利用者数	79	91	103	103	103
	市内定員数	62	80	80	80	80
特定施設入居 者生活介護(介 護専用型)	利用者数	-	-	-	-	-
	市内定員数	-	-	-	-	-
地域密着型特 定施設入居者 生活介護	利用者数	23	23	23	23	23
	市内定員数	23	23	23	23	23

要介護2～5に占める入所・入居施設利用者の割合

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護保険3施設利用者	398	398	556	539	539	539
居住系サービス利用者	102	114	126	126	126	126
施設・居住系サービス利用者計(A)	500	512	682	665	665	665
施設・居住系サービス利用者の割合 (=A/B)	33.3%	32.8%	42.0%	39.6%	38.4%	37.3%

要介護2～5の認定者(B)	1,501	1,560	1,624	1,681	1,734	1,783
---------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(3) 介護保険3施設を利用する重度者への重点化の目標

施設利用者に占める要支援・要介護4・5の割合は、療養病床の転換、介護老人福祉施設の利用者の重度化を加味して、将来の施設サービスの要介護4・5の人数を見込みました。運営基準に沿った入所基準に従って施設利用を進めるとともに、在宅生活へのサポート体制も整備していきます。

入所・入居施設利用者に占める重度者割合

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護保険3施設利用者(A)	398	398	556	539	539	539
内、要介護4・5の人数(B)	250	251	349	337	337	337
施設利用者に占める要介護4・5の割合 (=B/A)	62.8%	63.1%	62.8%	62.5%	62.5%	62.5%

## 第 2 部 各論





# 第1章 介護保険事業の推進

## 【介護保険サービスの体系】

### 介護給付

サービス名	内容
<b>居宅サービス</b>	
訪問介護	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や、炊事、掃除、洗濯などの生活援助を行う事業のうち、要介護度1～5の認定を受けた方（以下「要介護認定者」）が利用するサービスです。
訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行う事業のうち、寝たきりなどの要介護認定者が利用するサービスです。
訪問看護	訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡を取りながら、病状を観察したり、医療的処置などのケアや在宅での看取りの支援を行う事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、看護師などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行う事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが自宅等を訪問して、医学的な管理や指導を行う事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどに日帰りで通い、食事、入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーション面での支援などが受けられる事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
通所リハビリテーション（デイケア）	医療施設や介護老人保健施設などに日帰りで通い、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーションを提供する事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
短期入所生活介護（ショートステイ）	短期間施設に宿泊しながら、日常生活上の介護や機能訓練などを提供する事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
短期入所療養介護（ショートステイ）	短期間施設に宿泊しながら、医療上のケアを含む日常生活上の介護や機能訓練などを提供する事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
福祉用具貸与	要介護認定者に対して、車いすや特殊ベッドなどの用具の貸与を行います。
特定福祉用具購入	要介護認定者に対し、排せつや入浴などに用いる用具の購入費を支給します。
移送サービス	介護保険法に規定する市町村特別給付サービス（法定のサービス以外に市町村が条例で定めるサービス）として、本市では、平成15年度から移送サービスを実施しています。要介護状態区分が重く、かつ、低所得の方について、通院等のための移送サービスが利用できません。
<b>地域密着型サービス</b>	
夜間対応型訪問介護	夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて、居宅で要介護認定者がホームヘルパー（訪問介護員）により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話などを受けられるサービスです。
認知症対応型通所介護（デイサービス）	認知症の要介護認定者が、デイサービスセンター等を利用して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。
小規模多機能型居宅介護	要介護認定者の様態や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の要介護認定者が共同で生活できる場で、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられるサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）	定員 29 人以下の有料老人ホーム等に入居している要介護認定者が、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることのできるサービスです。本市においては、定員 23 名の既存の有料老人ホームが、地域密着型サービスに移行されます。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養ホーム）	定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入居（所）している要介護認定者が、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることのできるサービスです。
住宅改修	要介護認定者に対し、住宅の手すりの取付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します（上限あり）。
居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身の状況に応じて、いつ、どんなサービスを、どの事業者から利用するかといった介護サービス計画（ケアプラン）を作成するもので、要介護認定者に対して提供するサービスです。
<b>介護保険施設サービス</b>	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な場合に入所します。食事、入浴、排せつなど、日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスが利用できます。
介護老人保健施設（老人保健施設）	症状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点をおいたケアが必要な高齢者などが入所します。医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられます。介護老人保健施設は、介護保険制度の下で、医学的管理・機能訓練等の実施により在宅復帰支援施設として位置付けられており、その役割が一層期待されています。
介護療養型医療施設（療養型病床）	急性期の治療が終わり、長期にわたる療養や介護を必要とする高齢者などが入院します。医療、療養上の管理、看護などが受けられます。

## 予防給付

サービス名	内容
<b>介護予防サービス</b>	
介護予防訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、身の回りのこと、炊事、掃除、洗濯などの家事をできる限り本人主体で行うことができるよう援助する、要支援 1 又は要支援 2 の認定を受けた方（以下「要支援認定者」）に対するサービスです。
介護予防訪問入浴介護	要支援認定者の心身状況と衛生状態の維持・向上のため、入浴の支援を行います。
介護予防訪問看護	訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが、主治医との連携のもとに、自宅における健康チェックや健康管理指導などを行う、要支援認定者のための介護予防サービスです。
介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが要支援認定者の家庭を訪問して、介護予防のためのリハビリテーションを行います。
介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが要支援認定者の家庭を訪問して、医療的な指導を行います。
介護予防通所介護（デイサービス）	要支援認定者が、デイサービスセンターなどに日帰りで通い、食事、入浴、日常動作訓練、レクリエーション活動などを通じて介護予防支援を受けることができます。運動器の機能向上トレーニング、口腔機能向上のための指導、栄養指導などは、選択的メニューとして実施されます。
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	要支援認定者が、医療施設や介護老人保健施設などに日帰りで通い、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーション等心身機能の維持・向上のための介護予防支援を受けます。

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	要支援認定者が、介護老人福祉施設等に短期間宿泊しながら、機能訓練や日常生活訓練などを受けることができます。
介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	要支援認定者が、保健・医療施設に短期間宿泊しながら、医療的なケアや健康管理指導、機能訓練などを受けることができます。
介護予防福祉用具貸与	要支援認定者に対し、日常生活の自立の維持・向上に有効なスロープ、歩行補助具、認知症高齢者徘徊感知器等の機器・設備の貸与を行います。
介護予防特定福祉用具購入	要支援認定者に対し、日常生活の自立の維持・向上に有効な機器・設備の購入費を支援します。腰掛け便座、入浴補助用具、簡易浴槽などが該当します。
<b>地域密着型サービス</b>	
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援認定者の心身の状況や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、食事や入浴などの日常生活の維持・向上を図るための支援や機能訓練を受けることのできるサービスです。
介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）	認知症の要支援認定者が、特別養護老人ホームや老人保健施設等を利用して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。
介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の要支援高齢者が共同生活を通じ、食事・入浴などの日常生活の維持・向上を図るための支援、機能訓練などを受けられるサービスです。
介護予防住宅改修	要支援認定者に対し、日常生活の自立の維持・向上に有効な小規模な改修の費用を支給します（上限あり）。
介護予防支援	地域包括支援センター等が策定する介護予防サービス計画に基づき、委託した介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身状況や生活目標など個別に対応した介護予防プランを作成します。

## 【介護保険サービスの年間延べ利用人数の伸び（総括）】

介護給付（平成19年度実績を100とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 居宅介護サービス					
訪問介護	100	103	106	110	96
訪問入浴介護	100	108	110	116	87
訪問看護	100	105	108	113	92
訪問リハビリテーション	100	106	108	113	94
居宅療養管理指導	100	105	109	113	117
通所介護	100	103	106	110	96
通所リハビリテーション	100	103	106	111	96
短期入所生活介護	100	105	108	113	93
短期入所療養介護	100	106	109	114	92
特定施設入居者生活介護	100	108	110	115	198
福祉用具貸与	100	105	108	113	93
特定福祉用具販売	100	117	121	126	131
(2) 地域密着型サービス					
夜間対応型訪問介護	100	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	100	107	110	115	93
小規模多機能型居宅介護	100	-	-	-	-
認知症対応型共同生活介護	100	128	133	153	173
地域密着型特定施設入居者生活介護	100	166	166	166	166
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	100	-	-	-	-
(3) 住宅改修	100	128	133	138	144
(4) 居宅介護支援	100	103	106	110	96
(5) 介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	100	103	109	109	156
介護老人保健施設	100	99	101	101	143
介護療養型医療施設	100	87	87	87	78

予防給付（平成19年度実績を100とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問介護	100	102	105	109	112
介護予防訪問入浴介護	100	-	-	-	-
介護予防訪問看護	100	101	104	108	111
介護予防訪問リハビリテーション	100	100	104	108	111
介護予防居宅療養管理指導	100	101	105	108	112
介護予防通所介護	100	101	105	109	112
介護予防通所リハビリテーション	100	101	105	109	112
介護予防短期入所生活介護	100	102	105	108	112
介護予防短期入所療養介護	100	100	105	105	111
介護予防特定施設入居者生活介護	100	107	113	113	147
介護予防福祉用具貸与	100	101	104	108	111
特定介護予防福祉用具販売	100	115	119	122	127
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	100	-	-	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	100	-	-	-	-
介護予防認知症対応型共同生活介護	100	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	100	105	109	112	116
(4) 介護予防支援	100	102	105	109	112

## 【介護保険サービスの給付費の伸び（総括）】

介護給付（平成19年度実績を100とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 居宅介護サービス	100	105	111	116	113
訪問介護	100	105	111	117	96
訪問入浴介護	100	108	113	120	89
訪問看護	100	105	111	116	95
訪問リハビリテーション	100	105	112	117	97
居宅療養管理指導	100	105	112	116	121
通所介護	100	103	110	114	98
通所リハビリテーション	100	104	110	115	97
短期入所生活介護	100	106	112	117	95
短期入所療養介護	100	107	113	118	95
特定施設入居者生活介護	100	108	113	119	203
福祉用具貸与	100	106	108	114	92
特定福祉用具販売	100	104	108	112	116
(2) 地域密着型サービス	100	131	145	176	190
夜間対応型訪問介護	100	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	100	108	114	120	92
小規模多機能型居宅介護	100	-	-	-	-
認知症対応型共同生活介護	100	128	137	157	178
地域密着型特定施設入居者生活介護	100	168	173	173	173
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	100	-	-	-	-
(3) 住宅改修	100	104	107	111	116
(4) 居宅介護支援	100	104	110	115	99
(5) 介護保険施設サービス	100	100	107	107	149
介護老人福祉施設	100	104	113	113	162
介護老人保健施設	100	98	105	105	148
介護療養型医療施設	100	88	90	90	80
介護給付費計	100	105	112	117	132

予防給付（平成19年度実績を100とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 介護予防サービス	100	102	109	112	120
介護予防訪問介護	100	102	108	112	115
介護予防訪問入浴介護	100	-	-	-	-
介護予防訪問看護	100	101	107	111	114
介護予防訪問リハビリテーション	100	101	107	111	115
介護予防居宅療養管理指導	100	101	108	111	115
介護予防通所介護	100	101	107	112	115
介護予防通所リハビリテーション	100	101	107	111	115
介護予防短期入所生活介護	100	101	107	112	115
介護予防短期入所療養介護	100	100	107	111	114
介護予防特定施設入居者生活介護	100	106	117	117	154
介護予防福祉用具貸与	100	101	104	108	111
特定介護予防福祉用具販売	100	102	105	108	112
(2) 地域密着型介護予防サービス	100	-	-	-	-
介護予防認知症対応型通所介護	100	-	-	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	100	-	-	-	-
介護予防認知症対応型共同生活介護	100	-	-	-	-
(3) 介護予防住宅改修	100	102	105	108	112
(4) 介護予防支援	100	102	108	112	115
予防給付費計	100	102	108	112	119

## 【介護保険サービスの年間延べ利用人数（総括）】

介護給付

（単位：千円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 居宅介護サービス					
訪問介護	6,258	6,439	6,634	6,906	5,978
訪問入浴介護	729	787	801	844	634
訪問看護	1,760	1,848	1,896	1,984	1,615
訪問リハビリテーション	470	496	509	533	444
居宅療養管理指導	3,400	3,575	3,690	3,836	3,993
通所介護	3,966	4,067	4,195	4,363	3,808
通所リハビリテーション	2,187	2,254	2,324	2,420	2,095
短期入所生活介護	1,405	1,473	1,513	1,581	1,311
短期入所療養介護	419	445	457	478	387
特定施設入居者生活介護	1,092	1,176	1,200	1,260	2,160
福祉用具貸与	5,489	5,751	5,910	6,181	5,118
特定福祉用具販売	201	236	244	254	264
(2) 地域密着型サービス					
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	176	189	194	203	164
小規模多機能型居宅介護	0	0	72	240	240
認知症対応型共同生活介護	714	912	948	1,092	1,236
地域密着型特定施設入居者生活介護	166	276	276	276	276
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
(3) 住宅改修	156	200	207	215	224
(4) 居宅介護支援	10,996	11,322	11,669	12,148	10,535
(5) 介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	2,296	2,376	2,496	2,496	3,576
介護老人保健施設	2,022	1,992	2,052	2,052	2,892
介護療養型医療施設	262	228	228	228	204

平成20年度～23年度は推計値。

予防給付

（単位：人）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問介護	3,330	3,396	3,499	3,633	3,735
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	228	230	237	246	254
介護予防訪問リハビリテーション	53	53	55	57	59
介護予防居宅療養管理指導	443	449	464	477	494
介護予防通所介護	960	974	1,004	1,043	1,073
介護予防通所リハビリテーション	547	555	572	594	611
介護予防短期入所生活介護	59	60	62	64	66
介護予防短期入所療養介護	19	19	20	20	21
介護予防特定施設入居者生活介護	180	192	204	204	264
介護予防福祉用具貸与	505	510	526	547	563
特定介護予防福祉用具販売	85	98	101	104	108
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	4	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	93	98	101	104	108
(4) 介護予防支援	4,641	4,727	4,870	5,058	5,201

平成20年度～23年度は推計値。

## 【介護保険サービスの給付費の推移（総括）】

介護給付

（単位：千円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 居宅介護サービス	1,377,284	1,450,038	1,530,183	1,599,360	1,551,189
訪問介護	386,085	407,230	430,331	449,981	370,508
訪問入浴介護	36,505	39,547	41,417	43,626	32,482
訪問看護	64,303	67,434	71,267	74,595	60,904
訪問リハビリテーション	8,534	8,999	9,524	9,967	8,281
居宅療養管理指導	28,382	29,841	31,722	32,981	34,328
通所介護	285,321	294,879	312,956	325,919	280,437
通所リハビリテーション	155,582	161,365	171,114	178,509	150,785
短期入所生活介護	100,807	106,813	112,751	118,064	95,287
短期入所療養介護	26,525	28,358	29,928	31,355	25,116
特定施設入居者生活介護	205,967	221,839	233,277	244,389	418,894
福祉用具貸与	73,415	77,629	79,598	83,417	67,347
特定福祉用具販売	5,858	6,103	6,299	6,556	6,821
(2) 地域密着型サービス	220,056	288,731	319,744	387,388	417,334
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	20,590	22,296	23,427	24,611	19,036
小規模多機能型居宅介護	0	0	13,072	44,287	44,287
認知症対応型共同生活介護	170,584	217,973	233,330	268,575	304,096
地域密着型特定施設入居者生活介護	28,883	48,462	49,915	49,915	49,915
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
(3) 住宅改修	14,723	15,274	15,763	16,411	17,067
(4) 居宅介護支援	129,451	134,494	142,628	148,647	127,556
(5) 介護保険施設サービス	1,162,239	1,164,363	1,247,327	1,248,455	1,729,953
介護老人福祉施設	550,402	571,854	620,580	620,580	888,903
介護老人保健施設	519,018	511,126	542,923	544,051	766,709
介護療養型医療施設	92,819	81,383	83,825	83,825	74,341
介護給付費計	2,903,752	3,052,899	3,255,645	3,400,262	3,843,098

給付費は四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。また、平成20年度～23年度は推計値。

予防給付

（単位：千円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 介護予防サービス	152,023	154,958	165,335	170,921	182,652
介護予防訪問介護	57,896	58,914	62,527	64,952	66,783
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	6,144	6,177	6,557	6,831	7,033
介護予防訪問リハビリテーション	909	918	968	1,009	1,041
介護予防居宅療養管理指導	3,743	3,794	4,034	4,153	4,302
介護予防通所介護	34,048	34,387	36,515	38,007	39,037
介護予防通所リハビリテーション	21,580	21,798	23,109	24,059	24,790
介護予防短期入所生活介護	1,667	1,688	1,790	1,864	1,915
介護予防短期入所療養介護	850	850	906	943	968
介護予防特定施設入居者生活介護	20,555	21,743	24,089	24,089	31,616
介護予防福祉用具貸与	2,743	2,764	2,852	2,967	3,049
特定介護予防福祉用具販売	1,888	1,926	1,988	2,048	2,118
(2) 地域密着型介護予防サービス	664	0	0	0	
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	664	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	9,642	9,839	10,156	10,460	10,818
(4) 介護予防支援	19,872	20,239	21,477	22,306	22,932
予防給付費計	182,199	185,036	196,968	203,687	216,402

給付費は四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。また、平成20年度～23年度は推計値。



# 1 居宅介護（介護予防）等サービス

## 1 - 1 居宅介護（介護予防）サービス

### 【施策の方向】

- ・在宅で暮らす要介護認定者等が、地域で安心して過ごせるよう支援するものです。利用者を尊重した支援が行われるよう、ケアマネジャー等を対象とした研修の開催やケアプランの点検などにより、より質の高いケアプランにより、利用者本位のサービス提供が行われ、利用者の生活の質を高めることができるようにします。
- ・サービスの必要量は、過去の実績と今後の要介護等認定者数の推移から、次のとおり推計し、確保することとします。
- ・介護給付費計や予防給付費計とも増加が予想される中、居宅介護サービスの給付費の伸びは、地域密着型サービスや介護保険施設サービスの基盤整備の影響もあり、平成23年度には伸びが鈍化すると見込んでいます。一方、介護予防サービスは、徐々に伸びていくものと見込んでいます。

### 介護給付費の伸び（平成19年度実績を100とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)居宅介護サービス	100	105	111	116	113
(2)地域密着型サービス	100	131	145	176	190
(3)住宅改修	100	104	107	111	116
(4)居宅介護支援	100	104	110	115	99
(5)介護保険施設サービス	100	100	107	107	149
介護給付費計	100	105	112	117	132

### 予防給付費の伸び（平成19年度実績を100とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)介護予防サービス	100	102	109	112	120
(2)地域密着型介護予防サービス	100	-	-	-	-
(3)介護予防住宅改修	100	102	105	108	112
(4)介護予防支援	100	102	108	112	115
予防給付費計	100	102	108	112	119

## (1) 訪問介護・介護予防訪問介護

### 【現状と課題】

- ・訪問介護は、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおりで推移しています。
- ・介護予防訪問介護は、平成 18 年 4 月の制度改正により、1 回あたりから月単位の包括報酬に変更され、数値の比較ができないため、3 期計画値との比較は記載しません。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 3 番目、また、質への評価は 5 番目となっています。

#### 訪問介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	137,516	132,666
実績 (B)	回 / 年	138,761	120,019
対計画比 (= B / A)	%	100.9%	90.5%

#### 介護予防訪問介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	45,943	48,776
実績 (B)	回 / 年		
対計画比 (= B / A)	%		

### 【今後の取組み】

- ・今後の中・重度者の増加に伴う、介護保険施設等への移行も想定しつつ、在宅での生活支援の基幹をなすサービスとして、供給体制の確保や適正な利用に努めます。

#### 訪問介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	6,634	6,906	5,978
サービス見込量	回 / 年	129,477	135,295	112,273

#### 介護予防訪問介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	3,499	3,633	3,735
サービス見込量	回 / 年			

## (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

### 【現状と課題】

- ・訪問入浴介護は、平成 18・19 年度とも計画値の約半分の値で推移していますが、利用量は増加傾向にあります。
- ・介護予防訪問入浴介護は、平成 18 年度・19 年度とも利用実績がありません。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 2 番目、また、質への評価は 1 番目となっています。

#### 訪問入浴介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	5,455	6,133
実績 (B)	回 / 年	2,979	3,160
対計画比 (= B / A)	%	54.6%	51.5%

#### 介護予防訪問入浴介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	50	56
実績 (B)	回 / 年	0	0
対計画比 (= B / A)	%	0.0%	0.0%

### 【今後の取組み】

- ・在宅のひとり暮らし高齢者の増加を想定しつつ、在宅での生活支援するサービスとして、供給体制の確保に努めます。

#### 訪問入浴介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	801	844	634
サービス見込量	回 / 年	3,479	3,664	2,736

#### 介護予防訪問入浴介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	0	0	0
サービス見込量	回 / 年	0	0	0

### (3) 訪問看護・介護予防訪問看護

#### 【現状と課題】

- ・訪問看護は、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおり推移しています。
- ・介護予防訪問看護は、平成 18・19 年度とも計画値を下回って推移していますが、利用量は増加傾向にあります。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 7 番目、また、質への評価は 2 番目となっています。

#### 訪問看護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	9,331	9,230
実績 (B)	回 / 年	9,523	8,751
対計画比 (= B / A)	%	102.1%	94.8%

#### 介護予防訪問看護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	1,271	1,387
実績 (B)	回 / 年	514	878
対計画比 (= B / A)	%	40.4%	63.3%

#### 【今後の取組み】

- ・安心して在宅で生活を続けていけるよう、医療と介護の連携を図りつつ、在宅生活を継続するサービスとして、供給体制の確保に努めます。

#### 訪問看護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	1,896	1,984	1,615
サービス見込量	回 / 年	9,431	9,872	8,039

#### 介護予防訪問看護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	237	246	254
サービス見込量	回 / 年	910	948	976

## (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

### 【現状と課題】

- ・訪問リハビリテーションは、平成 18・19 年度とも計画値を上回って推移しています。
- ・介護予防訪問リハビリテーションは、3 期の初年度は計画値の半分以下でしたが、平成 19 年度にはほぼ計画値まで増加しています。
- ・要介護認定者調査によれば、現在利用していないが、今後利用したいとの回答が約 1 割と他サービスに比べて多く、潜在的需要がうかがえます。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 13 番目、また、質への評価は 9 番目となっています。量的にまだ不足と考えられています。

#### 訪問リハビリテーション（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	1,524	1,542
実績 (B)	回 / 年	1,608	1,748
対計画比 (= B / A)	%	105.5%	113.4%

#### 介護予防訪問リハビリテーション（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	182	217
実績 (B)	回 / 年	81	206
対計画比 (= B / A)	%	44.5%	94.9%

### 【今後の取組み】

- ・できるだけ在宅で自立した生活を続けていけるよう、身体機能の維持に向けたリハビリテーションとして、供給体制の確保に努めます。

#### 訪問リハビリテーション（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	509	533	444
サービス見込量	回 / 年	1,894	1,982	1,651

#### 介護予防訪問リハビリテーション（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	55	57	59
サービス見込量	回 / 年	213	222	229

## (5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

### 【現状と課題】

- ・居宅療養管理指導は、平成 18・19 年度とも計画値を大きく上回って推移しています。
- ・介護予防居宅療養管理指導は、平成 18 年度は計画値を下回りましたが、平成 19 年度には計画値を大きく上回りました。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 5 番目、また、質への評価は 11 番目となっています。

#### 居宅療養管理指導（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 月	114	112
実績 (B)	回 / 月	212	283
対計画比 (= B / A)	%	185.8%	253.0%

#### 介護予防居宅療養管理指導（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 月	21	23
実績 (B)	回 / 月	17	37
対計画比 (= B / A)	%	78.7%	161.7%

### 【今後の取組み】

- ・在宅での療養生活を続けていけるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会などと連携し、療養上の管理や指導を行うサービスとして、供給体制の確保に努めます。

#### 居宅療養管理指導（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	3,690	3,836	3,993

#### 介護予防居宅療養管理指導（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	464	477	494

## (6) 通所介護・介護予防通所介護

### 【現状と課題】

- ・通所介護は、平成 18・19 年度とも計画値を上回って推移しています。
- ・介護予防通所介護は、平成 18 年 4 月の制度改正により、1 回あたりから月単位の包括報酬に変更され、数値の比較ができないため、3 期計画値との比較は記載しません。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 4 番目、また、質への評価は 3 番目となっています。
- ・しかし、比較的年齢が低い方や男性が通いやすいサービスが不足しているとの指摘もあります。

#### 通所介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	24,591	26,514
実績 (B)	回 / 年	32,670	35,259
対計画比 (= B / A)	%	132.9%	133.0%

#### 介護予防通所介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	10,395	14,426
実績 (B)	回 / 年		
対計画比 (= B / A)	%		

### 【今後の取組み】

- ・今後の中・重度者の増加に伴い、在宅での介護者の介護負担増も想定されます。訪問介護と並び、在宅での生活支援の基幹をなすサービスとして、様々なニーズに応えられるよう供給体制の確保に努めます。

#### 通所介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	4,195	4,363	3,808
サービス見込量	回 / 年	37,397	38,897	33,964

#### 介護予防通所介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	1,004	1,043	1,073
サービス見込量	回 / 年			

## (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

### 【現状と課題】

- ・通所リハビリテーションは、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおり推移していますが、利用量は平成 19 年度に減少しました。
- ・介護予防通所リハビリテーションは、平成 18 年 4 月の制度改正により、1 回あたりから月単位の包括報酬に変更され、数値の比較ができないため、3 期計画値との比較は記載しません。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 9 番目、また、質への評価は 12 番目となっています。

#### 通所リハビリテーション（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	16,553	16,504
実績 (B)	回 / 年	18,199	17,104
対計画比 (= B / A)	%	109.9%	103.6%

#### 介護予防通所リハビリテーション（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	3,644	4,623
実績 (B)	回 / 年		
対計画比 (= B / A)	%		

### 【今後の取組み】

- ・身体機能の維持に向けたリハビリテーションは重要なサービスであることから、医療と介護との連携を図りながら、今後とも供給体制の確保に努めます。

#### 通所リハビリテーション（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	2,324	2,420	2,095
サービス見込量	回 / 年	18,152	18,907	16,276

#### 介護予防通所リハビリテーション（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	572	594	611
サービス見込量	回 / 年			



## (8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

### 【現状と課題】

- ・短期入所生活介護は、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおり推移しています。
- ・介護予防短期入所生活介護は、平成 18・19 年度とも計画値より下回って推移しています。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 11 番目、また、質への評価は 8 番目となっています。

#### 短期入所生活介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	10,796	12,434
実績 (B)	回 / 年	11,801	12,190
対計画比 (= B / A)	%	109.3%	98.0%

#### 介護予防短期入所生活介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	678	842
実績 (B)	回 / 年	176	368
対計画比 (= B / A)	%	26.0%	43.7%

### 【今後の取組み】

- ・短期入所サービスは、施設サービスに付随するサービスで、介護保険施設の整備計画とも連動します。本人の心身機能、家族の生活の質を支えるためにも効果的であることから、供給体制の確保に努めます。

#### 短期入所生活介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	1,513	1,581	1,311
サービス見込量	回 / 年	13,209	13,820	11,269

#### 介護予防短期入所生活介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	62	64	66
サービス見込量	回 / 年	383	399	410

## (9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

### 【現状と課題】

- ・短期入所療養介護は、平成 18・19 年度とも計画値より下回って推移しており、利用量は平成 19 年度に減少しています。
- ・介護予防短期入所療養介護も平成 18・19 年度とも計画値より大きく下回って推移しています。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 12 番目、また、質への評価は 7 番目となっています。量的にまだ不足と考えられています。

#### 短期入所療養介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	5,278	5,812
実績 (B)	回 / 年	3,279	2,765
対計画比 (= B / A)	%	62.1%	47.6%

#### 介護予防短期入所療養介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	323	374
実績 (B)	回 / 年	24	142
対計画比 (= B / A)	%	7.4%	38.0%

### 【今後の取組み】

- ・短期入所サービスは、施設サービスに付随するサービスで、介護保険施設の整備計画とも連動します。本人の心身機能、家族の生活の質を支えるためにも効果的であることから、供給体制の確保に努めます。

#### 短期入所療養介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	457	478	387
サービス見込量	回 / 年	3,019	3,161	2,545

#### 介護予防短期入所療養介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	20	20	21
サービス見込量	回 / 年	147	153	157

## (10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

### 【現状と課題】

- ・特定施設入居者生活介護は、平成 18・19 年度とも計画値より大きく上回って推移しています。
- ・介護予防特定施設入居者生活介護は、平成 18 年度は計画値を下回りましたが、平成 19 年度はほぼ計画値どおりとなっています。
- ・特定施設の中でも、要介護者に加えて要支援者や自立の方も対象とする混合型の利用となっています。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 6 番目、また、質への評価は 13 番目となっています。

#### 特定施設入居者生活介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 月	4	4
実績 (B)	回 / 月	70	91
対計画比 (= B / A)	%	1918.2%	2323.4%

#### 介護予防特定施設入居者生活介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 月	15	15
実績 (B)	回 / 月	11	15
対計画比 (= B / A)	%	71.1%	100.0%

### 【今後の取組み】

- ・施設ニーズへの対応に向け、入居施設等の整備状況を勘案しながら、広域対応を視野に、施設の確保を図ります。

#### 特定施設入居者生活介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人 / 月	100	105	180

#### 介護予防特定施設入居者生活介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人 / 月	17	17	22

## (11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

### 【現状と課題】

- ・福祉用具貸与は、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおり推移しています。
- ・介護予防福祉用具貸与は、平成 18・19 年度とも計画値より大きく上回って推移しています。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 1 番目、また、質への評価は 4 番目となっています。

#### 福祉用具貸与（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 月	507	526
実績 (B)	回 / 月	466	457
対計画比 (= B / A)	%	91.8%	87.0%

#### 介護予防福祉用具貸与（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 月	13	15
実績 (B)	回 / 月	40	42
対計画比 (= B / A)	%	309.7%	273.0%

### 【今後の取組み】

- ・心身機能が低下している利用者本人が在宅生活を継続していくために必要な支援です。利用者本人の生活の質の向上や介護者の介護負担軽減の両面からの効果が期待できます。利用者にとって適正な利用につながるよう、事業者への指導等に努めます。

#### 福祉用具貸与（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人 / 月	493	515	427

#### 介護予防福祉用具貸与（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人 / 月	44	46	47

## (12) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

### 【現状と課題】

- ・特定福祉用具販売は、平成 18・19 年度とも計画値より大きく下回って推移しています。
- ・特定介護予防福祉用具販売は、平成 18・19 年度とも計画値より大きく上回って推移しています。
- ・介護給付と予防給付の対計画比の差異は、平成 18 年 4 月からの要支援 1・2 の新区分の設定による移行割合が想定と大きくずれたことによる影響と考えられます。

#### 特定福祉用具販売（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	人 / 年	347	363
実績 (B)	人 / 年	179	201
対計画比 (= B / A)	%	51.6%	55.4%

#### 特定介護予防福祉用具販売（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	人 / 年	5	5
実績 (B)	人 / 年	42	85
対計画比 (= B / A)	%	840.0%	1700.0%

### 【今後の取組み】

- ・福祉用具と並んで、心身機能が低下している利用者本人が在宅生活を継続していくために必要な支援です。利用者本人の生活の質の向上や介護者の介護負担軽減の両面からの効果が期待できます。利用者にとって適正な利用につながるよう、利用者やその家族への情報提供に努めます。

#### 特定福祉用具販売（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	人 / 年	244	254	264

#### 特定介護予防福祉用具販売（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	人 / 年	101	104	108

### (13) 住宅改修・介護予防住宅改修

#### 【現状と課題】

- ・住宅改修は、平成 18・19 年度とも計画値より大きく下回って推移しています。
- ・介護予防住宅改修は、平成 18・19 年度とも計画値より大きく上回って推移しています。
- ・介護給付と予防給付の対計画比の差異は、平成 18 年 4 月からの要支援 1・2 の新区分の設定による移行割合が想定と大きくずれたことによる影響と考えられます。

#### 住宅改修（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	人 / 年	235	248
実績 (B)	人 / 年	148	156
対計画比 (= B / A)	%	63.0%	62.9%

#### 介護予防住宅改修（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	人 / 年	6	7
実績 (B)	人 / 年	54	93
対計画比 (= B / A)	%	900.0%	1328.6%

#### 【今後の取組み】

- ・心身機能が低下している利用者本人が在宅生活を継続していくために必要な支援です。利用者本人の生活の質の向上や介護者の介護負担軽減の両面からの効果が期待できます。利用者にとって適正な利用につながるよう、介護給付の適正化に努めます。

#### 住宅改修（第4期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	人 / 年	207	215	224

#### 介護予防住宅改修（第4期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	人 / 年	101	104	108

## (14) 居宅介護支援・介護予防支援

### 【現状と課題】

- ・居宅介護支援は、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおり推移しています。
- ・介護予防支援は、平成 18・19 年度とも計画値より大きく下回って推移しています。

#### 居宅介護支援（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	人 / 月	929	908
実績 (B)	人 / 月	1,004	916
対計画比 (= B / A)	%	108.1%	100.9%

#### 介護予防支援（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	人 / 月	588	688
実績 (B)	人 / 月	362	387
対計画比 (= B / A)	%	61.6%	56.2%

### 【今後の取組み】

- ・今後とも地域包括支援センターと連携して、ケアマネジャーの質の向上を図るとともに、ケアプランの点検などにより、利用者の生活の質の向上につながる、よりよいケアマネジメントが行われるよう、ケアプランの適正化を図ります。

#### 居宅介護支援（第4期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人 / 月	972	1,012	878

#### 介護予防支援（第4期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人 / 月	406	422	433

## 1 - 2 市町村特別給付

### 【施策の方向】

- ・移動支援のニーズに対応するため、介護保険法に規定する市町村特別給付サービス（法定のサービス以外に市町村が条例で定めるサービス）として、平成15年度から、逗子市が独自に移送サービスを提供するものです。要介護状態区分が重く（要介護3以上）、かつ、低所得（本人非課税）の方が、介護保険のケアプランに位置付けた上で、通院等のための移送サービスを利用できます。

#### 移送サービス（実績）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
給付費	円 / 年	1,040,085	1,365,138

### 【今後の取組み】

- ・介護保険の法定メニューでは対応できないニーズの動向を見据え、移送支援のニーズ対応に向けて、サービスの周知や利用促進に努めます。

#### 移送サービス（第4期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
給付費	円 / 年	1,886,344	2,117,395	2,606,545



## 2 地域密着型（介護予防）サービス

できる限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするためのサービスで、日常生活圏域を単位とした基盤整備が必要となります。平成 18 年 4 月から新たに創設されたサービス体系であり、夜間対応型訪問介護、認知症対応型（介護予防）通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護の 6 種類あります。

地域密着型（介護予防）サービスは、市町村単位で指定・監督をします。また、地域の実情に即し、在宅生活を可能な限り継続できる地域をつくるため、第 1 号被保険者、知識経験者、保健・福祉・医療関係者、サービス提供事業者などから成る「地域密着型サービス運営委員会」にて、総合的な視点から地域密着型サービスの育成・確保を図っています。

### 【施策の方向】

- ・地域のニーズに応じ、逗子市がその必要性等を判断し、事業所の指定を行います。
- ・サービスの必要量は、過去の実績と今後の要介護等認定者数の推移から、次のとおり推計し、確保することとします。
- ・介護給付費計や予防給付費計とも増加が予想される中、地域密着型サービスの給付費の伸びは、居住系サービスの基盤整備の影響もあり、大きな伸びを見込んでいます。

介護給付費の伸び（平成 19 年度実績を 100 とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)居宅介護サービス	100	105	111	116	113
(2)地域密着型サービス	100	131	145	176	190
(3)住宅改修	100	104	107	111	116
(4)居宅介護支援	100	104	110	115	99
(5)介護保険施設サービス	100	100	107	107	149
介護給付費計	100	105	112	117	132

予防給付費の伸び（平成 19 年度実績を 100 とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)介護予防サービス	100	102	109	112	120
(2)地域密着型介護予防サービス	100	-	-	-	-
(3)介護予防住宅改修	100	102	105	108	112
(4)介護予防支援	100	102	108	112	115
予防給付費計	100	102	108	112	119

## (1) 夜間対応型訪問介護

### 【現状と課題】

- ・夜間対応型訪問介護は、第3期計画期間のサービスは見込んでいません。
- ・国の介護給付費実態調査によれば、全国的に実施事業者が少なく、1事業所あたりの利用者が約23.9人と想定利用者数を大きく下回り、経営的にも厳しい状況となっています。

### 【今後の取組み】

- ・サービス提供事業者調査によれば、実施を検討したいとの回答もあります。事業者の参入動向について、広域対応も含めて、情報収集に努めます。

## (2) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

### 【現状と課題】

- ・認知症対応型通所介護の利用動向では、平成19年度に急増しています。
- ・介護予防認知症対応型通所介護の利用実績は、平成18・19年度ともありません。

#### 認知症対応型通所介護

項目	単位	平成18年度	平成19年度
実績	回/年	44	176

#### 介護予防認知症対応型通所介護

項目	単位	平成18年度	平成19年度
実績	回/年	0	0

### 【今後の取組み】

- ・サービス提供事業者調査によれば、実施を検討したいとの回答もあります。今後の認知症高齢者の増加も予想されることから、サービス提供基盤の充実に向けて、事業者情報の収集と参入促進に努めます。

#### 認知症対応型通所介護（サービス見込量）

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延べ利用人数	人/年	194	203	164
サービス見込量	回/年	2,025	2,125	1,662

#### 介護予防認知症対応型通所介護（サービス見込量）

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延べ利用人数	人/年	0	0	0
サービス見込量	回/年	0	0	0

### (3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

#### 【現状と課題】

- ・小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護とも、市内にサービスを提供する事業所がないため、平成18～19年度の利用実績はありません。

#### 小規模多機能型居宅介護

項目	単位	平成18年度	平成19年度
実績	回/年	0	0

#### 介護予防小規模多機能型居宅介護

項目	単位	平成18年度	平成19年度
実績	回/年	0	0

#### 【今後の取組み】

- ・サービス提供事業者調査によれば、実施を検討したいとの回答もありました。今後の認知症高齢者の増加も予想されることから、サービス提供基盤の確保に向けて、事業者情報の収集と参入促進に努めます。

#### 小規模多機能型居宅介護（第4期）

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延べ利用人数	人/年	72	240	240

#### 介護予防小規模多機能型居宅介護（第4期）

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延べ利用人数	人/年	0	0	0

#### (4) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

##### 【現状と課題】

- ・認知症対応型共同生活介護は、平成 19 年度に計画値を上回って推移しており、増加傾向にあります。
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護は、第 3 期では計画していませんでしたが、平成 19 年度に利用実績がありました。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 9 番目、また、質への評価は 6 番目となっています。

##### 認知症対応型共同生活介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	人 / 月	53	53
実績 (B)	人 / 月	44	60
対計画比 (= B / A)	%	82.9%	112.3%

##### 介護予防認知症対応型共同生活介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	人 / 月	0	0
実績 (B)	人 / 月	0	4
対計画比 (= B / A)	%	-	-

##### 【今後の取組み】

- ・サービス提供事業者調査によれば、実施を検討したいとの回答が 2 % となっています。施設ニーズと今後の認知症高齢者の増加も予想されることから、サービス提供基盤の確保に向けて、事業者情報の収集と参入促進に努めます。

##### 認知症対応型共同生活介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人 / 月	79	91	103

##### 介護予防認知症対応型共同生活介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人 / 月	0	0	0

##### 利用定員総数の見込み（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用定員総数	人	62	80	80
市内箇所数	箇所	5	6	6

## (5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

### 【現状と課題】

- ・地域密着型特定施設入居者生活介護は、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおりで推移しています。

#### 地域密着型特定施設入居者生活介護（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	人 / 月	14	14
実績 (B)	人 / 月	15	14
対計画比 (= B / A)	%	106.0%	98.8%

### 【今後の取組み】

- ・サービス提供事業者調査によれば、実施を検討したいとの回答が 2 % となっています。施設ニーズの増加も予想されることから、サービス提供基盤の確保に向けて、事業者情報の収集と参入促進に努めます。

#### 地域密着型特定施設入居者生活介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人 / 月	23	23	23

#### 利用定員総数の見込み（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用定員総数	人 / 月	23	23	23

## (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### 【現状と課題】

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、第 3 期計画ではサービス利用を見込んでいません。

### 【今後の取組み】

- ・サービス提供事業者調査によれば、実施を検討したいとの回答が 1% となっています。施設ニーズへの対応として、長期的視点から、供給体制のあり方を引き続き検討していきます。

### 3 施設サービス

#### 【施策の方向】

- ・心身や世帯の状況、利用者の意向を尊重し、ニーズに対応するため、市内に位置する施設については、本市がその必要性等を判断し、定員等を本計画に位置付けます。
- ・サービスの必要量は、過去の実績、今後の要介護等認定者数の推移及びサービスの供給数から、次のとおり推計し、確保することとします。
- ・介護給付費計や予防給付費計とも増加が予想される中、介護保険施設サービスの伸びは、入所施設の基盤整備の影響もあり、居宅介護サービスのよりも大きな伸びを見込んでいます。

#### 介護給付費の伸び（平成19年度実績を100とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)居宅介護サービス	100	105	111	116	113
(2)地域密着型サービス	100	131	145	176	190
(3)住宅改修	100	104	107	111	116
(4)居宅介護支援	100	104	110	115	99
(5)介護保険施設サービス	100	100	107	107	149
介護給付費計	100	105	112	117	132

#### 予防給付費の伸び（平成19年度実績を100とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)介護予防サービス	100	102	109	112	120
(2)地域密着型介護予防サービス	100	-	-	-	-
(3)介護予防住宅改修	100	102	105	108	112
(4)介護予防支援	100	102	108	112	115
予防給付費計	100	102	108	112	119

## (1) 介護老人福祉施設

### 【現状と課題】

- ・介護老人福祉施設は、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおりで推移しています。

#### 介護老人福祉施設（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3期計画(A)	人/月	185	188
実績(B)	人/月	183	191
対計画比(=B/A)	%	98.6%	101.8%

### 【今後の取組み】

- ・要介護認定者調査によれば、今後、利用を考えている介護保険サービスは、「施設等への入所・入居」が約 7%、「今はまだわからない」が約 48%で最多でした。施設ニーズの増加も予想されることから、サービス提供基盤の確保に努めるとともに、重度者への重点化や個室・ユニット化に努めます。

#### 介護老人福祉施設（第4期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人/月	208	208	298

## (2) 介護老人保健施設

### 【現状と課題】

- ・介護老人保健施設は、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおりで推移しています。

#### 介護老人保健施設（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3期計画(A)	人/月	176	181
実績(B)	人/月	172	169
対計画比(=B/A)	%	97.5%	93.1%

### 【今後の取組み】

- ・要介護認定者調査によれば、今後、利用を考えている介護保険サービスは、「施設等への入所・入居」が約 7%、「今はまだわからない」が約 48%で最多でした。施設ニーズへの対応、介護療養型医療施設の平成 23 年度末の廃止による医療の必要な方へのスムーズな移行体制を想定しつつ、サービス提供基盤の確保に努めます。

#### 介護老人保健施設（第4期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人/月	171	171	241

## (3) 介護療養型医療施設

### 【現状と課題】

- ・介護療養型医療施設は、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおりで推移しています。

#### 介護療養型医療施設（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3期計画(A)	人/月	30	28
実績(B)	人/月	23	22
対計画比(=B/A)	%	76.7%	78.0%

### 【今後の取組み】

- ・市内に介護療養型医療施設はありません。介護療養型医療施設の平成 23 年度末の廃止に向けて、市外施設の移行等情報の把握に努めるとともに、介護と医療との連携に努めます。

#### 介護療養型医療施設（第4期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人/月	19	19	17



## 4 介護保険事業の運営

### 4 - 1 給付費及び保険料

#### (1) 介護保険給付費

第4期の計画期間中（平成21年度から平成23年度まで）の給付費の総計を次のとおり推計しました。

#### 標準給付費

	第3期(実績及び推計)			第4期(推計)			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
標準給付費(百万円)	3,097	3,221	3,431	3,611	3,765	4,265	
指 数	100	104	111	117	122	138	
内 訳	総給付費	2,961	3,087	3,291	3,453	3,604	4,060
	特定入所者介護サービス費等給付費	82	84	86	92	92	128
	高額介護サービス費等給付費	51	46	50	62	65	73
	算定対象審査支払手数料	4	4	4	4	4	5

総給付費とは、介護給付費と予防給付費の合計

標準給付費とは、総給付費と特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、算定対象審査支払手数料の合計

指数は、平成18年度を100とした場合の伸び(%)

四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

#### 地域支援事業の費用額

	第3期(実績及び推計)			第4期(推計)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域支援事業費(百万円)	63	68	82	90	95	99
指 数	100	108	130	143	151	157

指数は、平成18年度を100とした場合の伸び(%)

## (2) 介護保険給付費の財源

介護（介護予防）サービスの利用に当たって、利用者が負担する費用割合は1割で、他の9割及び地域支援事業の費用等が、40歳以上の方が負担する保険料と国・県・市が負担する公費で賄われます。

本市では、第4期の財源構成を、次のとおり見込みました。

### 第4期の財源構成

		介護(介護予防)給付		地域支援事業	
		介護給付(居宅)	介護給付(施設)	介護予防事業	包括的支援事業・任意事業
保険料	第1号被保険者(65歳以上)	21.3%	21.3%	20.0%	20.0%
	第2号被保険者(40～64歳)	30.0%	30.0%	30.0%	-
公費	国庫負担金	20.0%	15.0%	25.0%	40.0%
	国調整交付金	3.7%	3.7%	-	-
	県負担金	12.5%	17.5%	12.5%	20.0%
	市負担金	12.5%	12.5%	12.5%	20.0%
計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### (3) 第1号被保険者の保険料

給付費の推計から算出した第1号被保険者の保険料額は次表のとおりです。第4期から、保険者の判断により、従来の第4段階の者のうち、年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の者について、保険料率の乗率を引き下げることができるようになりました。これにより、逗子市では、10%の引き下げを行うこととしました。

併せて、第3期計画期間で実施した、税制改正に伴う激変緩和措置の対象者等に対し、きめ細かく負担軽減策を講じるため、第4期計画期間においては、保険料段階を細分化することとしました。

また、逗子市介護保険事業運営基金を次のとおり取り崩し、第5段階（基準額）の保険料月額あたりでは281円減額することとしました。

#### 介護保険事業運営基金の取り崩し予定額（千円）

平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
6,377	34,186	139,022	179,585

#### 第4期の所得段階別保険料（国施策による軽減前の額）

区分	計算方法	保険料月額	保険料年額
第1段階 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.5	1,851円	22,218円
第2段階 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	基準額 × 0.5	1,851円	22,218円
第3段階 世帯全員が市民税非課税で「第2段階」以外	基準額 × 0.75	2,777円	33,327円
第4段階 世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	基準額 × 0.90	3,332円	39,992円
第5段階 世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で 以外	<b>(基準額)</b>	<b>3,703円</b>	<b>44,436円</b>
第6段階 本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円未満	基準額 × 1.10	4,073円	48,879円
第7段階 本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円以上200万円未満	基準額 × 1.25	4,628円	55,545円
第8段階 本人が市民税課税で合計所得金額が年間200万円以上300万円未満	基準額 × 1.50	5,554円	66,654円
第9段階 本人が市民税課税で合計所得金額が年間300万円以上500万円未満	基準額 × 1.65	6,109円	73,319円
第10段階 本人が市民税課税で合計所得金額が年間500万円以上	基準額 × 1.85	6,850円	82,206円

(参考) 第3期の段階別保険料

区分		計算方法	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.5	1,865円	22,380円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	基準額 × 0.5	1,865円	22,380円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で「第2段階」以外	基準額 × 0.75	2,797円	33,570円
第4段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税	<b>(基準額)</b>	<b>3,730円</b>	<b>44,760円</b>
第5段階	本人の合計所得金額が年間200万円未満	基準額 × 1.25	4,662円	55,950円
第6段階	本人の合計所得金額が年間200万円以上	基準額 × 1.50	5,595円	67,140円

(4) 第1号被保険者の保険料の軽減措置

平成21年度の介護報酬の改定では、介護従事者の処遇改善を目的として全体で約3%増額が図られました。この報酬改定に伴う第1号被保険者の保険料負担増を軽減するため、国の特別対策がとられることになりました。

この軽減措置を講じた後の第1号被保険者の保険料額は次表のとおりです。

第4期の段階別保険料(国施策による軽減後の額)

区分		計算方法	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.5	1,825円	21,900円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	基準額 × 0.5	1,825円	21,900円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で「第2段階」以外	基準額 × 0.75	2,737円	32,850円
第4段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	基準額 × 0.90	3,285円	39,420円
第5段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で 以外	<b>(基準額)</b>	<b>3,650円</b>	<b>43,800円</b>
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円未満	基準額 × 1.10	4,015円	48,180円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円以上200万円未満	基準額 × 1.25	4,562円	54,750円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間200万円以上300万円未満	基準額 × 1.50	5,475円	65,700円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間300万円以上500万円未満	基準額 × 1.65	6,022円	72,270円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間500万円以上	基準額 × 1.85	6,752円	81,030円

## 4 - 2 事業の安定的運営

### (1) 要介護認定審査

保険者として要支援・要介護の認定を公正に行うことを目指し、的確な調査と、これに基づく厳正な審査を実施します。また、申請手続や認定までの流れが、高齢者・家族の負担にならないよう円滑に進むよう配慮します。

### (2) 介護保険サービス提供事業者の指導・監督

介護保険サービス提供については、利用者が自ら判断して適切にサービスや事業者を選択していくことができ、また、事業者が安心してよりよいサービスを提供していくことができる環境づくりが重要です。市町村（保険者）には、これを通じて介護保険給付が適正に行われることが求められています。

そこで、地域包括支援センターなどと連携し、事業者に対する情報提供・相談体制を充実するとともに、事業者による主体的な情報公開や第三者評価への取組みなどによる利用者と事業者の良好な関係づくりを支援します。

平成 18 年度から、地域密着型サービス事業者は、市町村が指定・監督していくこととなりました。高齢者が主体的に、住み慣れた地域で、安心して心豊かに暮らし続けることができる環境を整えていくため、市民・事業者と連携して「地域のサービス」として介護保険サービスを育てていくようにします。

県が指定・監督するサービス事業者についても、地域の実情に即したサービス提供が行われるよう、育てていきます。

### (3) 介護給付等費用適正化事業

介護サービス利用者に対し、適切なサービスを提供し、不適切な給付を削減することにより、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、介護保険制度を持続可能なものとするため、次の介護給付等費用適正化事業に取り組みます。

#### 要介護認定の適正化

要介護認定にかかる新規申請のほか、更新申請及び区分変更申請の際にも、定期的に市の認定調査員が認定調査を行い、調査基準の均衡を図ります。また、更新申請及び区分変更申請にかかる認定調査について、事業者に委託して調査を実施した場合には、その結果を市が点検し、適正な調査が行われているかどうかを確認します。

#### ケアプランの点検

介護サービスの利用者にとって適切なサービスが提供されているかどうか、という視点からケアプランを点検し、利用者の生活の質の向上につながる、よりよいケアマネジメントが行われるよう、居宅介護支援事業者と協力しケアプランの適正化を図ります。

#### 住宅改修費等の点検

住宅改修費や福祉用具などの給付を行う際に、必要に応じ、現地での訪問調査等を行い、適正に給付が行われているかどうかを確認します。

#### 医療情報との突合、縦覧点検

国民健康保険団体連合会への請求情報による医療情報との突合チェックなどにより、不適正な介護報酬の請求が行われることのないよう点検を行うことにより、適正化を図ります。

#### 介護給付費通知

利用した介護サービスの内容と費用額の内訳をサービス利用者へ送付し、不適正な請求が行われていないかどうかを被保険者の方に確認していただくことにより、適正化を図ります。

### (4) サービス提供の適正確保

要支援・要介護認定や介護保険サービスの適正な利用については、市民・利用者の立場に立った関係づくりを進めるため、市の窓口、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、ケアマネジャーはじめ、市内におけるあらゆる機能が柔軟に対応できるよう連携を図るとともに、県や国の関係機関との連携も図ります。

また、介護・福祉サービスが適正に提供されるためには、これらのサービスを担う人材の確保が必要です。介護従事者の処遇については、平成 21 年度の介護報酬改定により、一部改善が図られましたが、市としても地域の実情を検証していきます。さらに、サービスの将来を担う人材を育てていくことも重要であり、市としても、福祉・介護サービス分野への就業を目指す実習生を積極的に受け入れるよう努めます。

## 4 - 3 経済的支援施策

### (1) 利用料の減免・軽減等

所得の低い方などに対し、介護保険サービス利用の妨げとならないよう、次の利用料の減免・軽減策を引き続き講じていきます。

#### サービス利用料の減免

災害等により財産に損害を受けた場合や生計維持者の収入が著しく減少した場合に介護保険のサービス利用料（利用者負担）の額を通常の10%から減額又は免除するものです。

#### 国制度に基づく減免措置

区分	給付割合	減免の期間
災害により、住宅・家財その他財産に著しい損害を受けたとき		
財産が原形をとどめず復旧不能のとき	100分の100	6か月
財産が著しく損傷又は消失し、その財産の価格が2分の1以上に減少したとき	100分の95	3か月
主たる生計維持者の死亡・重度障害・長期入院により、収入が著しく減少したとき		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の事業又は業務の休廃止・失業による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の農作物等の不作、不漁による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月

#### 逗子市独自の減免措置

区分	給付割合	減免の期間
主たる生計維持者の収入が上記の理由に準じると認められる理由等により著しく減少し、生計の維持が困難な状況にあるとき		
収入額が生活保護法による保護の基準に規定する額以下のとき	100分の95	当該要件に該当しないと認められるまでの期間
被保険者又は主たる生計維持者が長期の疾病等により医療費を支払った場合で、利用料の納付が困難と認められるとき	総所得金額が皆無となったとき	免除
	総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合
		6か月

### 特別養護老人ホーム旧措置入所者に対する負担軽減の経過措置の延長等

介護保険制度が施行される以前から特別養護老人ホームに入所されていた方を対象に、介護保険制度による自己負担が、施行前の費用徴収額を上回らないよう軽減するものです。この措置は当初平成 17 年 3 月 31 日までの 5 年間と定められていましたが、これをさらに 5 年間延長し、平成 22 年 3 月 31 日まで適用します。

#### 利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	保険給付率	食費		居住費		
		基準額	負担限度額	基準額		負担限度額
第 1 段階	100 分の 97 ただし、自己負担額が費用徴収額を上る場合は 100 分の 100	4.2 万円	1.0 万円	ユニット型個室	6.0 万円	2.5 万円
				ユニット型準個室	5.0 万円	1.5 万円
				従来型個室	3.5 万円	
				多床室	1.0 万円	0 万円
第 2 段階	100 分の 90 ただし、費用負担額を上回る場合は、 100 分の 95 100 分の 97 100 分の 100 と順次給付率を上げていきます。	4.2 万円	1.2 万円	ユニット型個室	6.0 万円	2.5 万円
				ユニット型準個室	5.0 万円	1.5 万円
				従来型個室	3.5 万円	
				多床室	1.0 万円	1.0 万円
第 3 段階		4.2 万円	2.0 万円	ユニット型個室	6.0 万円	5.0 万円
				ユニット型準個室	5.0 万円	4.0 万円
				従来型個室	3.5 万円	
				多床室	1.0 万円	1.0 万円

#### 障がい者ホームヘルプサービス利用者負担に対する軽減措置

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスを利用し、境界層該当として利用者負担の軽減を受けていた方が、介護保険の対象となり、引き続き、訪問介護を利用する場合に、利用料を軽減するものです。

#### 障がい者ホームヘルプサービス利用者負担に対する軽減措置

対象者	基準負担割合	軽減後負担割合
障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当	10%	0%



### 社会福祉法人による軽減措置

生計が困難な方が軽減の対象となるサービスを社会福祉法人から提供された場合に、提供した社会福祉法人がサービスの利用料を軽減するものです。

#### 社会福祉法人による軽減措置

対象者	対象サービス	軽減割合
次の要件の全てを満たす方（生活保護受給者を除く。） 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと 負担能力のある親族等に扶養されていないこと 介護保険料を滞納していないこと	訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	平成 21～22 年度 負担額の 28% （老齢福祉年金受給者は 53%）  平成 23 年度 負担額の 4 分の 1 （老齢福祉年金受給者は 2 分の 1）

### 介護老人保健施設等利用者負担助成

生計が困難な方が医療法人等が提供する介護老人保健施設等のサービスを利用した場合に、市が利用料の一部を助成するものです。

#### 介護老人保健施設等利用者負担助成

対象者	対象サービス	軽減割合
次の要件の全てを満たす方（生活保護受給者を除く。） 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと 負担能力のある親族等に扶養されていないこと 介護保険料を滞納していないこと	介護保健施設サービス 介護療養施設サービス	平成 21～22 年度 負担額の 28% （老齢福祉年金受給者は 53%）  平成 23 年度 負担額の 4 分の 1 （老齢福祉年金受給者は 2 分の 1）

### 高額介護（介護予防）サービス費の支給

世帯ごとに、1か月の間に利用した介護保険サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給するものです。

### 高額介護（介護予防）サービス費の支給

利用者負担区分	上限額
第1段階	15,000 円
第2段階	15,000 円
第3段階	24,600 円
第4段階	37,200 円

### 高額医療・高額介護合算制度の開始

世帯ごと（同一の医療保険制度内）に、1年間に利用した介護保険サービスの利用者負担と医療保険の利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給するものです。平成 20 年 4 月以降に利用した分が対象になり、平成 21 年 10 月から支給を開始します。

### 高額医療・高額介護合算制度

	被用者保険 又は国民健康保険 (70 歳未満)	被用者保険 又は国民健康保険 (70 歳から 74 歳まで)	後期高齢者医療保険 (75 歳以上)
現役並み所得者	1,260,000 円	670,000 円	670,000 円
一般所得者	670,000 円	620,000 円	560,000 円
低所得者	340,000 円	310,000 円	310,000 円
低所得者	340,000 円	190,000 円	190,000 円

特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給

施設サービス等を利用した際に自己負担となる居住費や食費について、所得に応じて設定される利用者負担限度額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給するものです。

利用者負担段階と補足給付

利用者負担段階	食費(月額)			居住費(月額)			
	基準額	負担限度額	補足給付	基準額	負担限度額	補足給付	
第1段階	4.2万円	1.0万円	3.2万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
				従来型個室	3.5万円	1.0万円	2.5万円
					5.0万円	1.5万円	3.5万円
				多床室	1.0万円	0万円	1.0万円
第2段階	4.2万円	1.2万円	3.0万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
				従来型個室	3.5万円	1.3万円	2.2万円
					5.0万円	1.5万円	3.5万円
				多床室	1.0万円	1.0万円	0万円
第3段階	4.2万円	2.0万円	2.2万円	ユニット型個室	6.0万円	5.0万円	1.0万円
				ユニット型準個室	5.0万円	4.0万円	1.0万円
				従来型個室	3.5万円	2.5万円	1.0万円
					5.0万円	4.0万円	1.0万円
				多床室	1.0万円	1.0万円	0万円

は介護老人福祉施設、短期入所生活介護の場合

は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合

## (2) 保険料率の減免

保険料率の設定(4-1(3))を参照)に当たっては、できる限り低所得者に配慮するものとしていますが、特別な事情がある場合に、申請に基づき保険料の減免措置を引き続き講じていきます。

### 国制度に基づく減免措置

区分	減免割合	減免の期間
災害により、住宅・家財その他財産に著しい損害を受けたとき		
財産が原形をとどめず復旧不能のとき	免除	6か月
財産が著しく損傷又は消失し、その財産の価格が2分の1以上に減少したとき	100分の50	3か月
主たる生計維持者の死亡・重度障害・長期入院により、収入が著しく減少したとき		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の事業又は業務の休廃止・失業による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の農作物等の不作、不漁による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月

### 逗子市独自の減免措置

区分	減免割合	減免の期間
主たる生計維持者の収入が上記の理由に準じると認められる理由等により著しく減少し、生計の維持が困難な状況にあるとき		
収入額が生活保護法による保護の基準に規定する額以下のとき	介護保険料所得段階第1段階の2分の1	当該要件に該当しないと認められるまでの期間
被保険者又は主たる生計維持者が長期の疾病等により医療費を支払った場合で、保険料の納付が困難と認められるとき	総所得金額が皆無となったとき	免除 6か月
	総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合 6か月
収用等に基づく土地等の譲渡により所得税法第33条第1項に規定する譲渡所得があったとき	賦課された保険料から当該譲渡所得はないものとして算定した保険料の額を控除した額	
介護給付の制限を受け、又は日本国外にあるとき	免除	給付制限等を受けている期間

## 第2章 地域支援事業の推進

### 【地域支援事業の体系】

区分	事業名	具体的事業名
介護予防事業		
特定高齢者把握事業		
特定高齢者施策	通所型介護予防事業	運動器の機能向上教室 栄養改善教室 口腔機能向上事業
	訪問型介護予防事業	訪問指導事業
一般高齢者施策	介護予防普及啓発事業	水中運動教室 運動器の機能向上教室 食生活改善事業 健康教室
	地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動事業
包括的支援事業		
	介護予防マネジメント	
	総合相談支援・権利擁護	
	包括的・継続的ケアマネジメント	
任意事業		
	介護給付等費用適正化事業	要介護認定の適正化 ケアプランチェック 住宅改修費等の点検 医療情報との突合、縦覧点検 介護給付費通知
	家族介護支援事業	家族介護教室 家族介護慰労事業 家族介護者交流事業 徘徊高齢者探索事業 徘徊高齢者SOSネットワーク 認知症サポーター養成
	その他の事業	成年後見制度利用支援 福祉用具・住宅改修支援 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

# 1 介護予防事業

## 1 - 1 特定高齢者把握事業

### 【事業内容】

- ・保健・医療・福祉及びその他の関係機関が連携し、要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる高齢者（特定高齢者）の実態を把握します。

### 【今後の取組み】

- ・地域の人的ネットワークを活用しながら、基本チェックリストなどを用いて、特定高齢者の対象を絞り込み、要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる高齢者（特定高齢者）の把握に努めます。

## 1 - 2 特定高齢者施策：通所型介護予防事業

### (1) 運動器の機能向上教室

#### 【事業内容】

- ・転倒骨折などによる要介護状態の防止とともに生活の質の向上を図るため、運動習慣を身につけ、筋力向上を図る教室を実施します。

#### 【今後の取組み】

- ・高齢者の自立した生活の確立と自己実現の支援の実現に向けて、事業の理解と参加の促進に努めるとともに、プログラム内容をより有効的に実施していきます。

項目		単位	第3期			第4期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催回数	計画	回/年				5	5	5
	実績	回/年			5			
延参加者数	計画	人/年				100	100	100
	実績	人/年			100			

平成20年度は見込値

## (2) 栄養改善教室

### 【事業内容】

- 生活習慣病の予防・改善、体力の維持・向上に食事（栄養）のあり方は欠かせません。特に高齢者は低栄養から、体力の低下や感染症にかかりやすくなり、要介護状態に陥りやすくなります。高齢者の低栄養状態の改善や、バランスの取れた食生活の推進を目的として、食生活改善教室を開催します。

### 【今後の取組み】

- 低栄養状態の改善を通じた生活の質の改善に向けて、事業の理解と参加の促進に努めるとともに、プログラム内容をより有効的に実施していきます。

項目		単位	第3期			第4期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催回数	計画	回/年				2	2	2
	実績	回/年			2			
延参加者数	計画	人/年				40	40	40
	実績	人/年			20			

平成20年度は見込値

## (3) 口腔機能改善教室

### 【事業内容】

- 「口腔機能」は、味わう・食べる・話す・笑うなど、食事やコミュニケーションに欠かせない機能です。歯や歯茎の状況や嚥下機能だけでなく、唇及び周辺の運動器機能、舌、唾液の分泌状況などを総合的に観察し、機能向上のため実施します。

### 【今後の取組み】

- 高齢者がおいしく、楽しく、安全な食生活を営むことにより、自己実現達成の支援を行うため、事業の理解と参加の促進に努めるとともに、プログラム内容をより有効的に実施していきます。

項目		単位	第3期			第4期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催回数	計画	回/年				4	4	4
	実績	回/年			4			
延参加者数	計画	人/年				60	60	60
	実績	人/年			60			

平成20年度は見込値

### 1 - 3 特定高齢者施策：訪問型介護予防事業

#### (1) 訪問指導

##### 【事業内容】

- ・通所型介護予防事業に参加できない等の理由により、訪問による指導が必要な高齢者に対し、保健師などが訪問して必要な相談、指導を実施します。栄養面で指導が必要な場合は、管理栄養士などが食事や食事づくりについて指導します。

##### 【今後の取組み】

- ・特定高齢者に対して、地域包括支援センターと連携しながら、必要な方への訪問指導を実施していきます。一般高齢者に対しても、必要度を把握し、対象者を絞った上でより有効に実施していきます。

### 1 - 4 一般高齢者施策：介護予防普及啓発事業

#### (1) 水中運動教室

##### 【事業内容】

- ・体に負担をかけずに筋力維持、血行改善やリラックス効果など水中歩行の基本動作や今後も自分で楽しみながら行える介護予防を目的とした教室を実施します。

##### 【今後の取組み】

- ・水中での基本動作をはじめとして、ストレッチやフィットネスなどを取り込むことによって、より多くの高齢者の参加を促進していきます。

項目		単位	第3期			第4期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催回数	計画	回/年				41	41	41
	実績	回/年		12	41			
延参加者数	計画	人/年				420	420	420
	実績	人/年		205	420			

平成20年度は見込値



## (2) 運動器の機能向上教室

### 【事業内容】

- ・運動習慣の有無によりコースを分け、筋力維持のための基本動作や継続して自宅で行える体操等、介護予防を目的とした教室を実施しています。

### 【今後の取組み】

- ・日常生活の中に手軽に取り入れ継続して行えるようなメニューを用意し、一般高齢者の体力、筋力の維持向上に努めます。

項目	単位	第3期			第4期			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
開催回数	計画	回/年				18	18	18
	実績	回/年	53	36	18			
延参加者数	計画	人/年				360	360	360
	実績	人/年	509	453	360			

平成20年度は見込値

## (3) 食生活改善事業

### 【事業内容】

- ・要介護状態となることの防止につながる食生活の改善のため、地域で活動する食生活改善推進員を養成する講座のほか、男性を対象とした料理教室を開催しています。

### 【今後の取組み】

- ・食生活改善推進員養成講座は、食育を中心とする現在の食環境を反映する内容とし、男性の料理教室は、回数を増やし、より実践的な内容での実施に努めます。

### 【食生活改善推進員養成講座】

項目	単位	第3期			第4期			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
開催コース数	計画	回/年				1	1	1
	実績	回/年	1	1	1			
延養成者数	計画	人/年				10	10	10
	実績	人/年	5	5	8			

平成20年度は見込値

## 【男性料理教室】

項目		単位	第3期			第4期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催コース数	計画	回/年				4	4	4
	実績	回/年	2	2	5			
延参加者数	計画	人/年				320	320	320
	実績	人/年	299	347	239			

平成20年度は見込値

## (4) 健康教室

### 【事業内容】

- ・高齢者自身が健康について考え、行動するきっかけとするための、講義と体操などの実技を組み合わせた「熟年健康教室」を高齢者センターを中心に月2回程度開催しています。

### 【今後の取組み】

- ・介護予防は、高齢者自身が自らの健康を維持していこうとすることが重要であることから、さらに教室への参加者を増やしていくよう周知に努めます。

## 1 - 5 一般高齢者施策：地域介護予防活動支援事業

### 地域介護予防活動支援事業

#### 【事業内容】

- ・生きがいデイサービスをはじめ介護予防に資する活動を行っている地域団体に対し、保健師や運動指導士等が出向き、介護予防に関する知識や技術の普及啓発を図っています。
- ・地域において実施されている、介護予防に資する自主的な活動に対し、運営費用の一部を補助します。

#### 【今後の取組み】

- ・高齢者がいつまでも住み慣れた地域において生活することができるよう、社会福祉協議会とも連携しながら、介護予防に資する活動を行っている地域団体を継続して支援していきます。

項目		単位	第3期			第4期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
出前回数	計画	回/年				120	120	120
	実績	回/年			112			

平成20年度は見込値

## 2 包括的支援事業

### 2 - 1 包括的支援事業

包括的支援事業は、総合相談支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントという4つの機能から成り、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「地域ケア体制」を充実させるために実施するものです。こうした体制を、公平、中立な立場から支える、地域の中核機関が地域包括支援センターですが、本市では、日常生活圏域ごとに、二つの地域包括支援センターを業務委託して運営しています。

#### (1) 介護予防マネジメント

##### 【事業内容】

- ・日常生活圏域において、介護予防を社会的に進めるため、次のようなことを担います。
  - 介護予防給付のサービスに関するマネジメント（要支援1・2と認定された方）
    - ・アセスメント～介護予防ケアプランの作成～モニタリング～評価（これに関わるサービス提供担当者会議の開催、関係者間の連絡調整）
    - ・給付管理（契約締結～給付管理～介護報酬の請求）
  - 地域支援事業における介護予防事業に関するマネジメント（特定高齢者）
    - ・特定高齢者の把握
    - ・一次アセスメント～介護予防ケアプランの作成
    - ・モニタリング及び関係者間の調整～評価

##### 【今後の取組み】

- ・各地域包括支援センターが主体となり、関係機関、サービス提供事業者等と連携して実施します。要支援1・2の認定者に係る介護予防給付に関するマネジメントは、一部を居宅介護支援事業者に委託して実施します。

## (2) 総合相談支援・権利擁護

### 【事業内容】

- ・地域包括支援センターなどが、被保険者の相談を受け付け、支援を必要とする問題の早期発見・早期対応に結びつけます。また、高齢者の人権の尊重、権利擁護についての支援体制を構築します。

#### 地域における支援ネットワークの構築

- ・高齢者の支援に活用可能な機関・団体等の把握・開拓
- ・地域におけるさまざまな関係者のネットワークの構築

#### 実態把握業務

- ・高齢者の状況把握（戸別訪問や周辺からの情報収集）

#### 総合相談業務

- ・初期段階での相談対応
- ・継続的・専門的相談
- ・専門機関との連携による対応体制づくり

#### 権利擁護業務

- ・成年後見制度の活用（逗子あんしんセンターとの連携など）
- ・老人福祉施設等への措置
- ・虐待への対応
- ・困難事例への対応
- ・消費者被害の防止 など

### 【今後の取組み】

- ・在宅介護支援センターと連携しつつ、高齢者の人権とプライバシーの保護を基本原則とし、地域のさまざまな専門機関・専門人材との連携関係を構築し、事業の円滑な推進を図ります。

### ( 3 ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

#### 【事業内容】

- ・ 包括的・継続的マネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携し、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的としており、次の業務を行います。

#### 日常的個別指導・相談業務

- ・ 地域の介護支援専門員に対する専門的な見地からの個別指導・相談への対応
- ・ ケアマネジャーの資質向上のための事例検討会・研修会の開催、情報提供など

#### ケアマネジャーに対する支援困難事例等への指導・助言業務

#### 包括的・継続的なケア体制の構築業務

- ・ 医療機関を含む関係機関との連携体制の構築

#### 【今後の取組み】

- ・ 関係機関と連携しながら、居宅介護支援専門員の後方支援を今後とも推進していきます。

## 3 任意事業

地域の中で、認知症高齢者の安全を見守り、介護をする家族の安心と負担を支える事業を推進するとともに、介護給付の適正化につながる各種事業を実施します。具体的な事業は、高齢者福祉サービスや介護保険事業で実施しています。

### (1) 介護給付等費用適正化事業

- 要介護認定の適正化（介護保険サービスを参照）
- ケアプランチェック（介護保険サービスを参照）
- 住宅改修費等の点検（介護保険サービスを参照）
- 医療情報等の突合、縦覧点検（介護保険サービスを参照）
- 介護給付費通知（介護保険サービスを参照）

### (2) 家族介護支援事業

- 家族介護教室（高齢者福祉サービスを参照）
- 家族介護慰労事業（高齢者福祉サービスを参照）
- 家族介護者交流事業（高齢者福祉サービスを参照）
- 徘徊高齢者探索事業（高齢者福祉サービスを参照）
- 徘徊高齢者 SOS ネットワーク（高齢者福祉サービスを参照）
- 認知症サポーター養成（高齢者福祉サービスを参照）

### (3) その他の事業

- 成年後見利用支援（高齢者福祉サービスを参照）
- 福祉用具・住宅改修支援（高齢者福祉サービスを参照）
- 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（高齢者福祉サービスを参照）

## 第3章 高齢者福祉等施策の推進

### 【高齢者福祉サービスの施策体系】

施策の方向		具体的事業名
在宅生活の支援		
介護支援		在宅高齢者紙おむつ支給
認知症高齢者対策		徘徊高齢者探索事業 徘徊高齢者 SOS ネットワーク 認知症サポーター養成 若年性認知症対策
家族介護者支援		家族介護教室 家族介護慰労事業 家族介護者交流事業
自立生活支援		緊急短期入所生活介護 生きがいデイサービス ひとり暮らし高齢者訪問 ひとり暮らし高齢者交流等事業 福祉緊急通報システム設置事業 寝具乾燥サービス事業 福祉給食サービス事業 福祉用具・住宅改修支援
総合相談支援		在宅介護支援センター運営事業
移動手段の確保		福祉バス 福祉有償運送 ハンディキャブ運行事業
住まいの確保		多様な住まいの普及促進
権利擁護の推進		
権利擁護		高齢者虐待対策 逗子あんしんセンター運営事業 成年後見制度利用支援

**【高齢者の健康、生きがい・安心を支える施策との連携・協力】**

施策の方向		具体的事業名
地域福祉の推進		
	福祉活動の推進	社会福祉協議会との連携・支援
	自主活動・社会貢献活動の推進	高齢者クラブ活動支援 高齢者のボランティア活動・講師活動の促進
健康、生きがい・安心を支える施策との連携・協力		
	生きがいづくり対策	高齢者センター（老人福祉センター） 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 敬老事業
	生活の安全の確保	防火・防災対策 消費者保護・防犯



# 1 高齢者福祉サービス

## 1 - 1 在宅生活の支援

### (1) 介護支援

#### 在宅高齢者紙おむつ支給

##### 【事業内容】

- ・ 65 歳以上で要介護 3 以上と認定された高齢者を在宅で介護している家族に対し、介護に必要な紙おむつを現物で支給することにより、家族による在宅介護の負担軽減を図っています。

##### 【評価と今後の取組み】

- ・ 平成 19 年度は要介護 3 以上と認定された高齢者のうち 46%の方が紙おむつの支給を受けました。全体として要介護 3 以上の認定者数の増加に伴い、利用者数、費用額とも実績値が上がっているため、20 年度は昨年度の実績を踏まえ事業量をより多く見込んでいます。周知方法が徹底されているため、家族の負担軽減の目的は達せられています。今後とも事業を継続しつつ、適切なサービスの範囲と利用しやすい支給方法を検討していきます。

項目	単位	第3期			第4期			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
利用者数	計画	回/年	350	350	350	450	450	450
	実績	回/年	329	427	450			

平成 20 年度は見込値

### (2) 認知症高齢者対策

#### 徘徊高齢者探索事業

##### 【事業内容】

- ・ 認知症等により徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する家族に対し、PHS 発信器を貸与します。外出して居場所がわからなくなった場合、高齢者本人が身につけている発信器から現在地を検索し、位置情報を家族に提供することにより、高齢者の安全を確保します。

##### 【評価と今後の取組み】

- ・ 新規の申込者より利用廃止となる者（認知症が進行し在宅での生活が困難となる）の方が多い傾向にあります。PHS を持つことによって徘徊している位置情報を得られることは効果的ですが、認知症高齢者にいかに PHS を持ってもらうかが課題としてあげられます。

項目	単位	第3期			第4期			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
利用者数	計画	回/年	18	21	24	25	25	25
	実績	回/年	16	16	17			

平成 20 年度は見込値

## 徘徊高齢者 SOS ネットワーク

### 【事業内容】

- 警察や市町村の担当所管が、交通機関等の協力を得て連絡を取り、徘徊高齢者を発見、保護するための情報ネットワークを構築し、高齢者が徘徊のため居場所がわからなくなったとき、家族の希望により、運用し、早期の発見につなげています。

### 【評価と今後の取組み】

- 事前に本人の身体状況や顔写真等を登録することにより、早期の発見につながりますが、徘徊が問題となった後で登録に至るケースも多いため、事前の登録につながるよう今後の周知方法についての検討が必要です。

項目	単位	第3期			第4期			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
登録者数	計画	回/年	50	55	60	80	90	100
	実績	回/年	55	62	71			

平成20年度は見込値

## 認知症サポーター養成

### 【事業内容】

- 認知症に対する偏見や誤解をなくし、認知症になっても尊厳を持って地域で暮らし続けることができるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を支援する「認知症サポーター」の養成を進めるものです。

### 【評価と今後の取組み】

- 国は平成17年度から、全国で100万人を養成する目標を掲げていますが、本市においては、平成21年度から、認知症サポーターの養成を開始するとともに、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの育成にも力を注いでいきます。

## 若年性認知症対策

### 【事業内容】

- 若年性認知症に対する社会的な理解を促すとともに、必要な支援が受けられるよう、相談やサービス提供体制の整備を進めるものです。

### 【評価と今後の取組み】

- 若年性認知症の存在がこれまで広く知られていなかったため、これまでの取組みは十分と言えるものではありませんでした。今後は、認知症サポーター養成などの機会をとらえて、若年性認知症について正しい理解が得られるよう努めるとともに、高齢者福祉、障がい福祉、地域保健部局が連携し、相談支援体制を整備します。また、利用者の年代が大きく異なるため、利用しにくいとされている通所介護などの介護サービスについて、必要なサービスが提供できるよう供給体制の確保に努めます。

### (3) 家族介護者支援

#### 家族介護者教室

##### 【事業内容】

- ・在宅で高齢者を介護する家族に対して、介護を適切に行うための知識や技術の習得等を目的に教室を開催しています。

##### 【評価と今後の取組み】

- ・介護者のニーズに添った内容の検討や適切な周知によって 19 年度の参加者は従来より飛躍的に伸びました。今後も引き続き、開催内容の工夫や周知、参加しやすい環境づくりなどについて検討していきます。

項目		単位	第3期			第4期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催回数	計画	回/年	10	10	10	6	6	6
	実績	回/年	3	4	4			
延参加者数	計画	人/年				180	180	180
	実績	人/年	56	149	120			

平成20年度は見込値

#### 家族介護慰労事業

##### 【事業内容】

- ・市町村民税非課税世帯の要介護4又は5の高齢者等を過去1年介護保険サービスを利用せずに介護している家族に対し、家族介護慰労金（年額10万円）を支給することにより、家族の経済的な負担の軽減を図るとともに、要介護者の在宅支援を行っています。

##### 【評価と今後の取組み】

- ・対象者の把握は行っていますが、該当者がいないため、実績がない状況が続いています。

項目		単位	第3期			第4期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	計画	人/年	2	2	2	2	2	2
	実績	人/年	0	0	0			

平成20年度は見込値

## 家族介護者交流事業

### 【事業内容】

- ・ 65 歳以上の高齢者を在宅で介護している家族を日常の介護から一時的に解放し、心身の疲労をいやすため、交流会（情報交換会）や日帰り旅行等を開催し介護者同士の交流を図ることにより、介護者の心身の元気回復（リフレッシュ）を図っています。

### 【評価と今後の取組み】

- ・ 例年 15 名前後の参加があり、介護者のリフレッシュが図れる事業として好評を得ています。参加できる環境づくりには努めていますが、参加率が低いため周知方法も含め事業のあり方などの検討が必要です。

項目		単位	第3期			第4期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催回数	計画	回/年	1	1	1	1	1	1
	実績	回/年	1	1	1			
延参加者数	計画	人/年	20	20	20	20	20	20
	実績	人/年	15	14	20			

平成20年度は見込値

## (4) 自立生活支援

### 緊急短期入所生活介護

#### 【事業内容】

- ・ 在宅の寝たきり高齢者等を介護する家族が社会的理由（疾病・出産・葬祭・事故・災害・看護・出張等）により一時的に介護できなくなったとき、指定機関（市内特別養護老人ホーム）に一定期間（原則1ヶ月に1回7日間を限度）緊急に入所させることにより、在宅高齢者等の福祉の向上を図っています。

#### 【評価と今後の取組み】

- ・ 介護保険制度の利用を優先させるため、利用はほとんどありませんが、社会的理由によるもののほか、短期宿泊生活を通じた生活訓練、虐待等からの保護なども含め今後も体制を確保していきます。

項目		単位	第3期			第4期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	計画	人/年	6	6	6	6	6	6
	実績	人/年	0	0	0			
利用日数	計画	日/年	39	42	42	42	42	42
	実績	日/年	0	0	0			

平成20年度は見込値

## 生きがいデイサービス

### 【事業内容】

- ・ 65 歳以上の要介護認定を受けていない閉じこもりがちな高齢者が、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう地区会館等を交流の場として提供（市内 2 箇所、各週 1 回）し、介護予防と福祉の向上を図っています。

### 【評価と今後の取組み】

- ・ 参加意欲や健康増進など、介護予防の効果は顕著に表れてきています。今後も、高齢者の閉じこもりの解消や生活改善、生きがいづくりなどの支援を行っていきます。

項目		単位	第3期			第4期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催回数	計画	回/年	75	100	125	110	110	110
	実績	回/年	69	96	110			
延参加者数	計画	人/年	1,275	1,700	2,125	2,200	2,200	2,200
	実績	人/年	1,334	1,877	2,200			

平成20年度は見込値

## ひとり暮らし高齢者訪問

### 【事業内容】

- ・ 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者宅を必要に応じて訪問し、高齢者の孤独感をいやし、日常生活を見守ることを目的としています。

### 【評価と今後の取組み】

- ・ 社会福祉協議会への委託、民生委員の訪問活動により、ひとり暮らし高齢者の把握に努めています。状況により、在宅介護支援センターや地域包括支援センター、地域住民等と連携し、訪問や見守りなど、在宅生活を支えるための連絡体制やネットワークづくりを行っていきます。

項目		単位	第3期			第4期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
民生委員による 訪問回数	計画	回/年	8,600	8,700	8,800	8,800	8,800	8,800
	実績	回/年	8,423	8,762	8,800			
社協による訪問 回数	計画	回/年	900	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	実績	回/年	892	1,716	1,800			

平成20年度は見込値

## ひとり暮らし高齢者交流等事業

### 【事業内容】

- ・ 民生委員児童委員協議会に委託し、65歳以上のひとり暮らしの高齢者の孤独感をいやすため、訪問、お楽しみ会、バス旅行等を東部、中部、西部各地区において年1回ずつ実施し、高齢者の交流活動を行っています。

### 【評価と今後の取組み】

- ・ ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消のため、地域に外出する機会や交流の場の提供にもなっていることから、今後も地域の中でのさまざまな交流機会の確保や高齢者が孤独にならないための地域づくりが求められます。

項目	単位	第3期			第4期			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
延参加者数	計画	人/年				700	700	700
	実績	人/年	666	675	700			

平成20年度は見込値

## 福祉緊急通報システム設置事業

### 【事業内容】

- ・ 疾病等により、身体状況に不安があるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び重度身体障がい者のみの世帯等に対して、急病、災害等の緊急事態に対する不安を解消し、併せて緊急事態発生時に迅速な連絡を可能とするため、ペンダント型無線発信器、火災（ガス）感知器、生活行動探知機等の緊急通報システムを設置しています。

### 【評価と今後の取組み】

- ・ 新規加入者に対し、施設入所や死亡、家族との同居等による利用廃止となった件数が多いため、実績として減った形となっています。緊急時の迅速な連絡を可能とするための事業として、今後も高齢者が地域で安心して生活できるよう努めていきます。

項目	単位	第3期			第4期			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
緊急通報システムの設置数	計画	件/年	195	200	200	180	180	180
	実績	件/年	160	130	180			

平成20年度は見込値

## 寝具乾燥サービス事業

### 【事業内容】

- ・ 65 歳以上のひとり暮らし及び寝たきりの高齢者で寝具を乾燥させることが困難な市町村民税非課税者に対して、寝具の乾燥を行う（月 1 回、掛敷布団）ことにより、高齢者の衛生的な生活の向上を図っています。

### 【評価と今後の取組み】

- ・ 利用者は固定的で減少傾向にありますが、今後もひとり暮らしや寝たきり等の高齢者が衛生的な生活を送れるよう支援していきます。

項 目		単 位	第 3 期		
			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用者数	実績	人 / 年	9	8	10
延利用回数	実績	件 / 年	81	88	120

平成 20 年度は見込値

## 福祉給食サービス

### 【事業内容】

- ・ 自分で食事の調達ができない又は困難な 65 歳以上の高齢者及び重度障がい者等に対し、1 食 600 円で昼食を提供しています。配食協力員が利用者宅へ届けることにより、良好な食生活により健康状態を維持し、食事をとおして孤独感の解消や安否の確認を行っています。

### 【評価と今後の取組み】

- ・ 食の自立支援の観点から福祉給食サービスの利用についての見直しを図ったことにより、対象者の状況にあったアセスメントを行い、配食を行っています。今後も介護保険制度やその他サービスとの調整を図りながら適正な利用を勧めていきます。

項 目		単 位	第 3 期			第 4 期		
			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	計画	人 / 年	380	370	350	250	250	250
	実績	人 / 年	342	235	250			
延配食数	計画	件 / 年	35,000	32,000	32,000	25,000	25,000	25,000
	実績	件 / 年	24,153	19,233	25,000			

平成 20 年度は見込値

## 福祉用具・住宅改修支援

### 【事業内容】

- ・介護予防やリハビリの視点及び介護保険サービスの適正な利用の視点から、福祉用具や住宅改修の適切な利用についてアドバイスしています。
- ・地域の住環境コーディネーター、建築士、医師、理学療法士、作業療法士等との連携を図り、福祉用具の導入、住宅改修に関わる相談支援を充実します。

## (5) 総合相談支援

### 在宅介護支援センター運営事業

#### 【事業内容】

- ・在宅介護が円滑に行われるよう総合相談を行うとともに、処遇困難ケースや高齢者虐待ケースの見守り等も、24時間体制で行っています。

#### 【評価と今後の取組み】

- ・地域包括支援センターとの連携を図りながら、現在の体制を維持していきます。

## (6) 移動手段の確保

### 福祉バス

#### 【事業内容】

- ・高齢者の社会参加活動、生活圏の拡大、生活の質の向上を積極的に支援するためには、交通手段の確保が必要です。高齢者センター利用者の安全な送迎を目的に、無料乗降の福祉バスを運行しています。

#### 【評価と今後の取組み】

- ・高齢者センター開館日に市役所と高齢者センター間を1日12往復運行するとともに、月・水・金曜日には沼間方面からの東ルートを、また、火・木・土曜日には久木・小坪方面からの西ルートをそれぞれ1日6便運行しています。さらに、市の行事がある時などには臨時便も運行しています。
- ・当面は現状のサービス水準の維持に努めます。



## 福祉有償運送

### 【事業内容】

- ・ N P O 法人等が高齢者や障がい者等公共交通機関を使用して移動することが困難な方を対象に、通院、通所、レジャー等を目的に有償で運送を行っています。

### 【評価と今後の取組み】

- ・ N P O 法人等が福祉有償運送を行うには、道路運送法に基づき国土交通省への登録が必要です。市内では3法人が国土交通省への登録をしており、事業として定着をした段階にあります。今後も、近隣市町と共同で設置し主宰する横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会や神奈川県との連携を通じて福祉有償運送の適正な運営の確保と利用者の安全と利便の確保に努めます。

## ハンディキャブ運行事業

### 【事業内容】

- ・ ハンディキャブ（車椅子の乗り降りのため、リフトを装備した車）により、身体障がい児者及び寝たきり老人等を対象に、公共機関への手続や医療提供施設への入退院、通院等の際の送迎サービスを行います。

### 【評価と今後の取組み】

- ・ 社会福祉協議会へ業務委託を行い、重度障がい者や寝たきり高齢者等の移送手段を確保しています。

## (7) 住まいの確保

### 多様な住まいの普及促進

#### 【事業内容】

- ・ 高齢者の安心を支える住まいとして、軽費老人ホーム・ケアハウス、有料老人ホーム、高齢者向け賃貸住宅などがあります。本市には、有料老人ホーム・ケア付きマンションが立地しています。

#### 【評価と今後の取組み】

- ・ ひとり暮らし高齢者や要支援・要介護状態の方が今後さらに増加することから、有料老人ホーム、ケアハウス・軽費老人ホーム、高齢者向け賃貸住宅等、多様な住まいに対するニーズもさらに高まることが予想されます。
- ・ 今後とも、介護保険事業計画において居住系サービスの計画的な基盤整備を進めるとともに、住まいの確保に向けてのさまざまな制度やサービスの情報提供、相談支援を行い、高齢者向けの住まいの確保に努めていきます。

## 1 - 2 権利擁護の推進

### (1) 権利擁護

#### 高齢者虐待対策

##### 【事業内容】

- ・虐待を受けている、又はそのおそれがあると思われる 65 歳以上の高齢者及びその介護をする家族に対し、相談、指導及び支援を行います。また、必要に応じ、一時保護を行うほか、通報、届出窓口等の周知、啓発等も行います。
- ・平成 18 年度からは、高齢者虐待相談専用電話を設置し、相談に応じることであります。

##### 【評価と今後の取組み】

- ・パンフレットの配布や会議の際に啓発等を実施しています。また、緊急性を要する場合の一時保護を行うに当り、ケース検討会議を随時行っています。今後虐待に関し早期発見、早期対応に努めるとともに、介護者の介護疲れの緩和も含め虐待を未然に防ぐために関係機関とのさらなる連携を図っていきます。

項 目		単 位	第 3 期		
			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
相談件数	実績	件 / 年	14	9	10

平成 20 年度は見込値

#### 逗子あんしんセンター助成事業

##### 【事業内容】

- ・逗子市社会福祉協議会が運営する逗子あんしんセンターでは、心身障がい者、認知症及び日常生活に支援や介護を必要とする高齢者に対し、財産の保全・管理に関するサービス及び専門相談員による権利擁護等の相談を実施しています。本市では、この運営に対し補助を行っています。

##### 【評価と今後の取組み】

- ・日常的な金銭管理や成年後見制度に関する相談など、あんしんセンターの利用度は年々高まっています。地域包括支援センター等と連携し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、また、さまざまな形での支援を可能とするため、あんしんセンターの円滑な事業運営について協力・支援してまいります。

項 目		単 位	第 3 期		
			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
契約件数	実績	人 / 年	38	40	45

平成 20 年度は見込値

## 成年後見制度利用支援

### 【事業内容】

- ・成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がい、精神障がい者などで自分で十分に判断することができない人が、財産の取引等の各種手続や契約を行うときに、一方的に不利な契約を結ばないように法律面等において支援し、財産を守るためのものです。その利用を図るため、成年後見相談を毎月2回実施しています。また、対象者に身寄りがないなどの理由により、支援が必要であると認められる場合には、市長が法定後見制度の申立てを行い、費用の助成等を行います。

### 【評価と今後の取組み】

- ・成年後見制度の市長申立ては、平成19年度に2件実施しました。核家族化等に伴う家族関係が希薄な中、市が関わる認知症や身寄りのない高齢者のための市長申立ては、今後、増加傾向になることが予測されるため、制度の周知や潜在者を把握することが効率的な事業運営に繋がるものと考えます。また、月2回の成年後見相談は年々利用者が増加しているため、相談支援の充実を図っていきます。
- ・さらに、申立ての利用にかかる費用の助成対象を市長が行う申立て以外にも拡大し、成年後見制度の利用を促進していきます。

項目		単位	第3期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度
相談開催回数	実績	回/年	12	24	24
利用者数	実績	人/年	25	39	55
市長申立	実績	人/年	0	2	1

平成20年度は見込値

## 2 高齢者の健康、生きがい・安心を支える施策との連携・協力

### 2 - 1 地域福祉の推進

#### (1) 福祉活動の推進

##### 社会福祉協議会との協働・支援

##### 【事業内容】

- ・「公」と「私」のつなぎ役、柔軟、迅速、きめ細やかに個別相談援助・地域課題に対応する「共助」の担い手として、逗子市社会福祉協議会との協働・支援を進めます。

##### 【評価と今後の取組み】

- ・事業補助や事業委託、事業の共同主催、各種計画の策定・進行管理への参加など、積極的に社会福祉協議会との協働を進めています。
- ・高齢者福祉では、介護保険非該当者に対する各種在宅サービスの実施、逗子あんしんセンターの運営、ボランティアセンターの運営など、極めて重要な事業を担うパートナーです。
- ・多様化・増大する地域課題・福祉ニーズに対応するため、協働体制のさらなる強化が求められています。
- ・今後とも、社会福祉協議会が市の代表的な福祉機関としてその持ち味をより有効に発揮できるよう、社会福祉協議会との協働・支援を行っていきます。

#### (2) 自主活動・社会貢献活動の充実

##### 高齢者クラブ活動支援

##### 【事業内容】

- ・高齢者の生きがい対策・健康づくりの推進と社会参加支援の一環として、また、高齢者の豊かな経験と知識技能を地域へ還元することで、地域福祉の向上と活力ある長寿社会の充実を図るため、老人クラブ活動を支援します。

##### 【評価と今後の取組み】

- ・昭和 58 年度の高齢者センター開設と同時に施設の 1 室を事務所として貸与するとともに、老人クラブ連合会及び 54 の単位老人クラブの活動に対する助成を継続しています。また、世代間交流を実践する高齢者センターふれあい祭り等の事業運営を委託して活動支援を行っていますが、高齢者の増加にもかかわらず会員数は横ばい状態にあります。
- ・今後とも、高齢者クラブ活動を支援し、地域ごとの動向を考慮に入れつつ、活動の一層の充実を目指します。

## 高齢者のボランティア活動・講師活動の促進

### 【事業内容】

- ・高齢者が、その経験、知識、技術、生涯学習・スポーツ活動などの成果を、社会貢献や社会参加につなげていけるよう、地域におけるボランティア活動や講師活動などへの参加を促進します。

### 【評価と今後の取組み】

- ・ボランティア活動への参加者は、60歳以上の市民が多いのが現状です。また、高齢者センターの教養講座事業、ずし楽習塾などで高齢者が講師として活躍する機会も少なくありません。
- ・今後は、地域包括支援センター、社会福祉協議会、市民活動団体などと連携し、高齢者がボランティア活動・講師活動等で参加・活躍する機会を拡充していきます。

## 2 - 2 健康、生きがい・安心を支える施策との連携・協力

### (1) 生きがいづくり対策

#### 高齢者センター（老人福祉センター）

### 【事業内容】

- ・高齢者等の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供します。入浴や食事を行うことができます。

### 【評価と今後の取組み】

- ・昭和58年に市の直営の老人福祉センター施設として開設以来、機能訓練特A型、食事、老人クラブ等自主活動支援など多角的に事業を展開し、市内の元気な高齢者の集いの場としてよく利用されています。
- ・施設の老朽化が進行していることから、計画的・効率的に改修工事を進めます。

#### 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

### 【事業内容】

- ・高齢者自身の生活を豊かなものとするため、高齢者が互いにふれあい、学びあう機会をつくるため、各種の講座を高齢者センターにおいて開催しています。

### 【評価と今後の取組み】

- ・各種の講座への参加が、高齢者のいきいきとした生活に資するよう、高齢者のニーズを見極め、幅広い方の参加が得られるよう、事業の企画・運営に努めます。

## **敬老事業**

### **【事業内容】**

- ・ 多年にわたり、社会の進展に寄与してきた高齢者に敬愛の意を表し、その長寿を祝うために、敬老会を開催するほか、敬老祝金を支給してきました。

### **【評価と今後の取組み】**

- ・ 敬愛の意を表して、80歳の方を対象に敬老会を開催するほか、現在は、100歳の方を対象に、祝金を支給しています。
- ・ 敬老の精神を踏まえつつ、社会情勢や市民の意識に即して本事業を継続していきます。

## **(2) 就労対策**

### **就労支援**

### **【事業内容】**

- ・ 逗子市では、高齢者の就労機会の確保と社会参加を目的に、平成3年に市が市内の団体、企業に呼びかけ、第三セクター方式の「株式会社パブリックサービス」が設立されました。この会社は、60歳以上の高齢者を雇用し、主に逗子市の公共施設の管理や福祉バスの運行などの業務を行っています。

### **【評価と今後の取組み】**

- ・ 株式会社パブリックサービスでは、平成20年3月末現在、役員を含め89名（うち女性4名）の社員が元気に働いていますが、就業の順番待ちをしている方が多いことや女性の雇用機会が少ないことなどから、事業の拡大が望まれています。
- ・ 今後は、職種・業種の拡大も含め、生きがい・健康づくり・介護予防のためにも一層積極的な事業展開が必要になります。株式会社パブリックサービスの筆頭株主として、さらなる事業の拡張と高齢者の就労機会の拡大を呼びかけるとともに、関係機関と連携を図りながら、高齢者雇用の促進を図っていきます。

### (3) 生活の安全の確保

#### 防火・防災対策

##### 【事業内容】

- ・ 自宅や入所・入居施設で生活する援護が必要な高齢者を火災や災害から守る体制をつくりま

##### 【評価と今後の取組み】

- ・ 災害時における要援護高齢者への応急対策については、「逗子市地域防災計画」において、具体的に定めています。また、一般市民を対象にした総合防災訓練を実施するとともに、自主防災組織の育成支援を行っています。
- ・ 高齢者を含む世帯及び入所・入居施設においては、日ごろからの防火・防災に努めるとともに、公的機関と地域住民が連携し、災害に対する認識や情報の受信・発信の理解、自力避難などが困難な高齢者への対応体制を確保していく必要があります。
- ・ そのため、平成 19 年 8 月から逗子市災害時要援護者支援制度の運用を開始し、災害時に自分自身を守るための情報収集や自力避難が容易でないなど、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする方に事前に登録をいただき、地域の自主防災組織等の支援機関に事前に情報を提供することにより、災害時の安否確認、避難誘導、救出、救護活動等が容易になるよう備えることとしています。

#### 消費者保護・防犯

##### 【事業内容】

- ・ 消費者保護、防犯の視点から、高齢者の生活が守られるよう支援します。

##### 【評価と今後の取組み】

- ・ 消費生活担当所管との連携のもと、消費者相談・消費者教育が実施されているほか、最近では、高齢者などを狙った悪質な商法や振り込め詐欺などによる被害を防止するため、地域の防犯活動の一環として、警察や県（安全・安心まちづくり推進課）と連携した防犯講習会などが増えてきています。
- ・ これらの犯罪から高齢者を守るため、高齢者の消費者相談・消費者教育の一層の普及を図るとともに、高齢者の生活をサポートするホームヘルパーや民生委員、自治会・町内会等への積極的な情報提供を推進します。

## 第4章 計画の推進に当たって

### 1 高齢者施策の総合的な推進

#### 1 - 1 地域ケア体制の推進

##### (1) 地域で支え合う体制づくり

超高齢社会化とともにますます増加・多様化が予想される福祉ニーズ、地域課題に対応していくには、住民主体のきめ細やかな支え合い活動・事業への期待が一層大きくなっていきます。そこで基礎となるのは、高齢者の生活により身近な地域における体制づくりです。

本市では、「逗子市福祉プラン推進協議会」を中心に、公・共・私の協働による地域福祉の推進体制を一層重視していくとともに、社会福祉協議会が中心となって進めている地域福祉活動の促進体制を軸に、それぞれの地域の実情に即した住民同士の交流、支え合い体制づくりを支援していきます。

##### (2) 医療・保健・福祉等の連携強化

介護予防施策の強化、利用者の立場に立ったサービス提供体制の確保、地域見守りネットワークづくりなどが求められる中では、医療・保健・福祉及び高齢者の生きがいや社会参加を支える就業、生涯学習・スポーツ、まちづくり等の連携関係づくりを一層強化する必要があります。

本市では、逗葉医師会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、逗子市老人クラブ連合会等の連携を軸に、警察署や消防署、主要交通機関、商店街などとも連携を図り、各地域における支援体制づくりをバックアップしていくこととします。

##### (3) 地域包括支援センター運営協議会を中心とする支援体制づくり

(1)(2)を地域において推進するため、地域包括支援センターを中心とした、日常生活圏域ごとにおける高齢者の実態把握、各種支援策の実施状況の把握、諸施策の評価などを行っていきます。そのためには、関係機関・団体・人材が、連絡・連携する体制を構築するとともに、地域住民がこの体制を有効に活用しながら協力体制を確立していくことが重要です。

本市では、関係機関、住民が、これまでの体制を基礎として、公正・中立を基本に無理・無駄のない連絡・連携体制をつくっていきけるよう「地域包括支援センター運営協議会」を中心とするネットワークづくりを図っていくこととします。



## 1 - 2 行政の体制づくり

### (1) 庁内体制の充実

高齢者福祉施策の連携を高めるとともに、高齢者の健康・生きがいづくり、福祉向上と密接な関係にある医療、保健、生涯学習・スポーツ等を担う部署とも、緊密な連携を図りながら諸施策を展開していきます。

### (2) 広域的な連携関係の充実

もとより高齢者の健康・生きがいづくり活動、支援活動は、市内のみならず横須賀・三浦地域をはじめとする広域連携の中で展開してきました。多様化するニーズに対し、多様な施設・サービスを選択していけるような環境を用意していくためには、今後とも広域での連携体制づくりは欠かすことができません。

本市では、近隣自治体及び県レベルの公共機関との連携関係を一層強化しながら、ともに市民の福祉に役立ていける環境づくりを進めていきます。

## 2 計画の進行管理と評価

本計画は、公・共・私の協働体制としての「逗子市福祉プラン推進協議会」と、その部会である「高齢者保健福祉計画部会」を中心に関係機関が連携しながら進行管理及び評価を担っていきます。

計画の評価は、「高齢者保健福祉計画部会」で毎年実施し、計画の見直しは2年後から開始しますが、時代状況の変化や、国・県の制度変化などを鑑み、適宜内容を見直していくこととします。



# 付属資料



# 1 パブリックコメントで提出された意見の反映状況

## 1 - 1 パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成 20 年 12 月 5 日から平成 21 年 1 月 5 日まで

総意見数：6 件（2 通。うち、郵送 1 通、ファクシミリ 1 通）

採否の対応区分

記号	対応区分	件数
	意見を反映し、素案を修正したもの	1 件
	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	1 件
	意見は反映させないが、今後検討を行っていくもの	2 件
	その他素案とは直接関係しないが、今後参考としていく意見	2 件

## 1 - 2 提出された意見及びその採否

提出された意見とその対応は以下のとおりです。

NO	関連する項目	意見の概要	対応区分	採否の理由
1	第 2 部第 1 章 3 施設サービス	老老介護の介護者の多くは、高齢女性である。美談で終わるのは 3 ヶ月。介護による困窮や介護疲れ等で、介護者が追い詰められないよう、在宅介護以外の選択肢も速やかにとれるよう需要に見合った公的介護施設や定員を増やすこと。		特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び特定施設について、施設等の定員を増やすことを計画しています。
2	第 2 部第 1 章 4 - 2 事業の安定的運営	介護職員の専門性と変則性に見合った賃金と人員を公費で十分に保証すること。		介護サービスの費用に係る公費負担の割合や人員の配置基準については、国が所管している関係法令の中で決められており、本計画で記述することにはなじまないものと考え、計画への反映は行いません。しかし、平成 21 年度の介護報酬改定により、介護従事者の処遇については、一部改善が図られる予定であり、これが逗子市内において実効性のあるものであったかどうか、市としても検証を行ってまいります。

（次ページに続く）

NO	関連する項目	意見の概要	対応区分	採否の理由
3	第2部第3章 1 高齢者福祉サービス 1-1 在宅生活の支援 (6) 移動手段の確保 福祉バス	高齢者センターから市役所行きの福祉バスが空の状況で運行している日を見かけるがこの車をもっと有効に使えないか？		高齢者センター利用者の送迎を行う福祉バスは、定時運行をしており、時間帯や区間によっては乗車率が低いこともあります。今後、乗車率を見極めた上で運行ダイヤの見直しに努めますが、時刻を決めて運行する上では、乗車率の多寡が生じることをご理解ください。 また、福祉バスの有効活用については、本計画への反映は行いませんが、地域の公共交通のあり方について現在見直し作業を行っており、引き続き検討してまいります。
4	第2部第3章 2 高齢者の健康、生きがい・安心を支える 施策との連携・協力	高齢女性の求人倍率は男性のそれに比べて少ない。市が株主である(株)パブリックサービスの職域の紹介・雇用とも、高齢女性が応募しやすいように、腕力のいる仕事以外にも広げること。		ご意見を踏まえ、高齢者の就労対策について計画に位置付けるよう修正するとともに、(株)パブリックサービスの職種・業種を拡大するよう、呼びかけていくこととします。
5	その他	後期高齢女性で配偶者が存命の割合は6人に1人となるという。高齢者問題は、高齢女性の問題といっても過言ではない。 低年金は女性の問題でもある。最低保障年金の確立をすること。		年金制度の抜本的改革については、現在、国において検討が続けられているところです。市としては、生活保障施策は国の役割と考えており、本計画へ盛り込むことは行いませんが、今後も年金制度の改善に向け、時宜を捉えて国に要望してまいります。
6	その他	70歳から(使用できる)京急バスの20,000円の(割引乗車証の助成を)検討して欲しい。		現在のところ、ご提案のような助成や給付は考えておりませんので、本計画へ盛り込むことは行いませんが、今後、移動制約者への移動の支援策を講じていく中で、検討してまいります。

## 2

# 逗子市福祉プラン推進協議会及び 逗子市福祉プラン推進協議会高齢者保健福祉計画部会

逗子市福祉プラン推進協議会の設置及び運営に関する要綱

平成4年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市福祉プラン(以下「福祉プラン」という。)の実施を推進するため、公・共・私の連携を図り、保健、福祉等の諸サービス(以下「諸サービス」という。)の総合調整を行う逗子市福祉プラン推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 諸サービスの総合調整に関すること。
- (2) 諸サービスの推進に必要な事業及びシステムの企画、開発に関すること。
- (3) 高齢者、障害児者及び在宅療養者の処遇体制に関すること。
- (4) 保健、福祉等に関する行政機関及び公共的団体の連絡、調整に関すること。
- (5) 逗子市地域福祉計画、逗子市高齢者保健福祉計画、逗子市母子保健計画、逗子市障害者福祉計画及び逗子市次世代育成支援行動計画の推進及び進行管理並びに市長から諮問を受けた当該計画の策定又は改定のための提言に関すること。
- (6) 前号に掲げる計画以外で市長から諮問を受けた保健福祉に関する計画の策定のための提言に関すること。
- (7) その他福祉プランの実施の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 公共的団体の推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 推進協議会に、第2条第5号に規定する事項を処理するため、次の部会を設置する。

- (1) 地域福祉計画部会
  - (2) 高齢者保健福祉計画部会
  - (3) 母子保健計画部会
  - (4) 障害者福祉計画部会
  - (5) 次世代育成支援計画部会
- 2 前項に掲げる各部会は、部会員14人以内をもって組織する。
  - 3 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
    - (1) 知識経験を有する者
    - (2) 市民
    - (3) 公共的団体の推薦を受けた者
    - (4) 関係行政機関の職員
    - (5) 市職員
  - 4 部会員の任期は、現に存する推進協議会の委員の任期と同一とする。ただし、部会員が欠けた場合における補欠の部会員の任期も同様とする。
  - 5 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。
  - 6 第5条第2項の規定は部会長について、同条第3項の規定は副部会長について、前2条の規定は部会の会議について準用する。

(臨時部会)

第9条 推進協議会に、第2条に規定する事項(第5号を除く。)の特定課題について調査、検討するため、必要に応じて臨時部会を設置することができる。

- 2 臨時部会は、部会員15人以内をもって組織する。
- 3 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 知識経験を有する者



- (2) 市民
  - (3) 公共的団体の推薦を受けた者
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) 市職員
- 4 臨時部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 5 臨時部会は、第1項に規定する調査、検討を完了し、その結果を推進協議会に報告したときをもって解散する。
- 6 第5条第2項の規定は部会長について、同条第3項の規定は副部会長について、第6条及び第7条の規定は臨時部会の会議について準用する。

(秘密の保持)

第10条 推進協議会の委員及び部会員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 推進協議会の庶務は社会福祉課において処理するほか、第8条に規定する部会及び第9条に規定する臨時部会の庶務は、それぞれ次の各号に掲げる課かいにおいて処理する。

- (1) 地域福祉計画部会 社会福祉課
- (2) 高齢者保健福祉計画部会 介護保険課
- (3) 母子保健計画部会 市民健康課
- (4) 障害者福祉計画部会 福祉課
- (5) 次世代育成支援計画部会 福祉課
- (6) 臨時部会 その事務を所掌する課かい

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

逗子市福祉プラン推進協議会の開催状況

回	日程	議事
1	平成 20 年 12 月 1 日	(1)逗子市高齢者保健福祉計画の計画素案について (2)逗子市障害者福祉計画の計画素案について (3)その他
2	平成 21 年 2 月 9 日	(1)逗子市高齢者保健福祉計画について (2)逗子市障害者福祉計画について

逗子市福祉プラン推進協議会 委員名簿

(敬称略)

NO	委員名	選出母体等	備考
1	秋山 薊二	関東学院大学教授	高齢者保健福祉計画部会長
2	吉瀬 雄一	関東学院大学教授	地域福祉計画部会長
3	松井 一郎	前国立小児医療研究センター部長	母子保健計画部会長
4	石渡 和実	東洋英和女学院大学教授	障害者福祉計画部会長
5	新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学教授	次世代育成支援計画部会長
6	佐藤 真弓	市民	
7	欠 員	市民	
8	秋間 禮二	社団法人逗葉医師会	会員
9	前澤 克之	逗葉歯科医師会	障害者歯科理事
10	富田 邦衛	社会福祉法人逗子市社会福祉協議会	副会長
11	広瀬 信子	逗子市商工会	女性部副部長
12	内野 友基枝	逗子市民生委員児童委員協議会	会長
13	早野 順子	逗子地域婦人団体連絡協議会	副会長
14	清水 博	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	所長
15	増沢 隆夫	神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所	所長

会長 副会長 2009年(平成21年)3月31日現在

逗子市福祉プラン推進協議会高齢者保健福祉計画部会の開催状況

回	日程	議事
1	平成 20 年 5 月 26 日	(1)「逗子市高齢者保健福祉計画」の改定にかかる方針(案)について (2)高齢者実態調査(平成19年度実施)の結果報告について (3)その他
2	平成 20 年 7 月 14 日	(1)高齢者福祉サービスの評価及び次期計画期間の方向性について (2)介護予防の評価及び次期計画期間の方向性について (3)包括ケアシステムについて
3	平成 20 年 8 月 20 日	(1)保険料(多段階化及び軽減策)について (2)市特別給付について
4	平成 20 年 10 月 27 日	(1)保険料(段階設定案)について (2)介護給付サービス量の見込みについて (3)事業者ヒアリングの実施結果について (4)逗子市高齢者保健福祉計画の構成案について
5	平成 20 年 11 月 17 日	(1)計画素案(案)について (2)その他
6	平成 21 年 1 月 26 日	(1)パブリックコメントの実施結果及び採否について (2)計画(案)について

逗子市福祉プラン推進協議会高齢者保健福祉計画部会 部会員名簿

2009年(平成21年)3月31日現在(敬称略)

	氏名	選出団体等	備考
1	秋山 薊二	関東学院大学教授	部会長
2	秋間 禮二	社団法人 逗葉医師会	副部会長
3	笹島 メグミ	社団法人 神奈川県看護協会	
4	本村 春美	保健師	
5	柏村 宗巨	市民 (「ふれあいサロン池子」代表者)	
6	安田 加代子	市民 (よりよい介護を考える会)	
7	千種 利昌	社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会	
8	押川 泰衛	社会福祉法人地域福祉協会理事長 逗子ホームせせらぎ施設長	
9	石井 和美	社会福祉法人百鷗 逗子清寿苑	
10	杉本 明	逗子市老人クラブ連合会会長	
11	津田 廣子	逗子市民生委員児童委員協議会	
12	井上 克也	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健福祉課課長補佐	

# 逗子市高齢者保健福祉計画

(平成 21 年度～平成 23 年度)

光・みどり・海・心がよう健やか都市・ずし

平成 21 年 3 月

---

発行 逗子市

編集 逗子市福祉部介護保険課

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子 5-2-16

電話 046-873-1111 (代表) / ファックス 046-873-4520